

第3回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

東 育代君

1. 医療費抑制について

新国民健康保険制度への移行に伴い、国民健康保険税が高くなると想定される。医療費抑制へ向けた取り組みについて伺う。

2. 郷土芸能の保存・継承について

高齢化や人口減少などの中、郷土芸能の保存や次世代へ継承する為の取り組みについて伺う。

福田清宏君

1. 沿岸漁業の振興について

(1) 市内、四漁業協同組合前浜の藻場の状況について、伺う。

(2) 平成21年9月に予算化された藻場の造成、食害生物・ウニの除去等の活動を支援する「環境生態系保全活動支援事業」や「水産多面的機能発揮対策事業」の今日までの活動状況と効果について、伺う。

(3) 藻場の回復・造成のために、漁協・水産高校・鹿児島県水産技術開発センター等、3者の取り組みを主導する施策は考えていないか、伺う。

2. いちき串木野市交流センター条例について

(1) (使用料)第12条第3項は「第1項の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合においては、同項に定める額の範囲内で当該指定管理者が市長の承認を得て当該料金（以下「利用料金」という。）を定めることができる。」とある。

①どのような場合に、定めることができるか、伺う。

②これに該当する事例があるか、伺う。

(2) 同条第4項中、「指定管理者の収入」の計上先について伺う。

3. 自治公民館建設整備事業補助金について

(1) 住民の高齢化や世帯減少等を考慮して、補助率三分の一を二分の一に、上げることはできないか、伺う。

(2) まちづくり計画事業補助金（ハード）を活用できないか、伺う。

4. コミュニティバスの運行について

(1) 現在までの取り組みと今後の施策について伺う。

(2) 運行を希望する地区の取り組みについて伺う。

(3) ふるさと納税の使途目的に、コミュニティバス運行の項目があるか、伺う。

5. 交通安全対策について

都心平江線の街灯（都市建設課109）は、塩田川を照らすとのことであるが、路上を明るくするために、西側車道寄りに移動することはできないか、伺う。

6. 在宅寝たきり者等介護手当の増額について

在宅寝たきり者又は重度認知症者を長期にわたって、介護されている方々に対し、親族扶養のご苦勞を思い、その勞をねぎらうために、介護手当の増額改正はできないか、伺う。

福田道代君

1. 子どもの貧困対策について

(1) 就学援助の認定基準額を鹿児島市と同様の1.35倍にして、対象児童を広げるべきではないか。

(2) 学校給食の無償化は約8,400万円で実現できるとのことだが親の収入が低下している中で無償化が必要だと思うがどうか。

- (3) 本市の子どもたちには親の収入による学力差はみられないか。
2. 川内原発について
- (1) 県知事は、今後、川内原発の40年超の運転について国の考え方を聞いて判断するという趣旨の発言を行っているが市長の見解を伺う。
- (2) 7月11日に発生した最大震度5強の鹿児島市での地震以来、県内外で地震が続いているが、本市の避難計画は見直されたのか。
- (3) 要支援者（介護施設入所者・病院入院患者）などの避難計画の具体化は進んでいるのか。
- (4) 全国各地で地震が頻繁に発生している状況から、原発近隣の市民の安全を考えると、子どもや土川地域の住民には市独自で早急に安定ヨウ素剤を配布すべきと思うがどうか。
3. 災害対策について
- (1) グリラ豪雨などによる被害が全国各地に広がっているが本市の対策は十分なのか。
- (2) 防災センター建設の予算が計上されているが、一部地下となる建設予定が適切なのか。
4. 国民健康保険について
- (1) 平成29年6月議会での一般質問時に、広域化による国民健康保険税と納付金の金額は平成30年1月に決定するとのことであった。また、医療費の高い本市は、国民健康保険税が高くなると答弁されたが、試算はできているのか。
- (2) 現在、基金残高はいくらあり、今後、どのように対応するのか。
- (3) 基金の取り崩しと一般会計からの法定外繰り入れにより、一人当たり1万円の国民健康保険税の引き下げを行うべきではないか。

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	東浩二君	主	査	神 菌 正 樹 君
補	佐	岡田錦也君	主	任	軍 神 卓 也 君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	消 防 長	前 屋 満 治 君
副 市	長	中屋謙治君	健康増進課長	若 松 友 子 君
教 育	長	有村孝君	市民スポーツ課長	福 山 昌 浩 君
地方創生統括監		松尾章弘君	水産商工課長	平 川 秀 孝 君
総務課長		中尾重美君	まちづくり防災課長	下 池 裕 美 君
政策課長		満 菌 健 士 郎 君	食のまち推進課長	馬 場 裕 之 君
財政課長		田中和幸君	土木課長	内 田 修 一 君
市来支所長		中村安弘君	福祉課長	後 潟 正 実 君
教委総務課長		木下琢治君	学校給食センター所長	北 山 修 君

平成29年9月6日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（中里純人君） 日程第1、一般質問を行います。

これより通告順により、順次、質問を許します。

まず、東育代議員の発言を許します。

[11番東 育代君登壇]

○11番（東 育代君） おはようございます。任期中最後の一般質問となりました。今定例会1番目に質問する機会を得ましたことに感謝申し上げたいと思います。

振り返ってみますと、合併前の平成15年6月の定例議会から14年半の間、定例会ごとにさまざまな角度から市長の見解を伺ってまいりました。本日は58回目の一般質問となります。

8月25日、日置地区ふるさとを興す保健・福祉学習大会が日置市で開催されました。開催要綱の中には、趣旨が次のように記されております。

我が国の少子高齢化社会における医療、福祉問題は、今やいつと時の猶予も許されない喫緊の重要課題です。本県では、超高齢化の進行やライフスタイル、食生活の変化に伴い、生活習慣病、寝たきりや認知症の増加が大きな課題となっています。そこで、健康かごしま21の目標を達成するために、生活習慣病の発症、重症化予防、要介護状態の予防、健康格差の縮小の視点で健康づくりを推進する必要がありますとありました。

本市でも、健康かごしま21の目標を達成するために、担当課を中心にさまざまな取り組みがありますが、なかなか医療費の抑制が困難なようございます。

そこで、医療費抑制について、新国民健康保険制度への移行に伴い、国民健康保険税が高くなると想定される。医療費抑制へ向けた取り組みについてお

伺いたいと思います。

本市は県内でも医療費が高いようですが、新制度とはどのようなものか、新制度の移行に伴い、国民健康保険税の負担は、市民への影響はどうか。本市の医療費の現状等についてお伺いいたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。東育代議員の御質問にお答えをいたします。

平成30年度からの新国民健康保険制度についてであります。平成30年度からの新国民健康保険制度は、県が財政運営の主体となり、市町村ごとの国保事業に必要な納付金等を決定し、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払い、国保財政の入りと出を管理します。市は、県が示す納付金や標準保険料率を参考に、市の実情を勘案し、納付金に見合う税率を設定し、徴収することになります。

県が示す納付金は、市町村ごとの医療費水準等で決まります。本市の1人当たりの医療費は、平成28年度の速報値で19市中、県内第2位と高く、一方、保険税は県内19市中、低いほうから第6位であります。

このようなことから、県が示す納付金や標準保険料率は現在よりも高くなると見込まれているところであります。

○11番（東 育代君） ただいま答弁をいただきました。医療費は非常に高いということと、しかし、国保税については、かなり抑えられているということの現状をお聞きしました。県が納付金を決定しますので、やはりこの医療費を抑えないことには、平成30年度からの国保税には、私たちにも市民にも、大変な負担が来るということの説明でありました。

もう少しお聞きしますが、今まで滞納ずっとありますよね、繰り越し。不納欠損もあります。滞納分の取り扱いがどうなるのか、それからこれまでの基金はどうなるのか、それから徴収率が悪いとどうなるのか、この保険料は毎年度変わっていくのか、保険証業務などの窓口や徴収体制は今までとどう違ってくるのか、ちょっとここら辺をもう少し、現状をお聞きします。

○健康増進課長（若松友子君） 新制度で大きく変

わる点につきましては、先ほどの市長の答弁でありましたが、市民の皆様とかかわりの深い資格管理、高額療養費等の申請などの窓口業務や保険税の賦課、徴収もこれまでと同様、市町村で行います。当然、滞納分も徴収しまして、市の財源となります。

新制度におきましても、基金を保有することができますので、平成29年度決算後の基金残高は、そのまま市で保有することになります。

仮に徴収率が悪く、納付金の財源が不足する場合は、県が設置する財政安定化基金から不足額を借り入れ、3カ年で返還することになります。

納付金は、毎年、県が積算し、決定されますので、その納付金の額によりますが、毎年、保険税率を見直す可能性があります。この納付金は医療費水準等で決まりますので、保健事業についても引き続き、市が実施していくこととなります。

○11番（東 育代君） 今、課長のほうから説明をいただきました。今までとあまり変わらないけれども、やはり医療費が高いと非常に負担が増えるということというふうに受けとめました。

先日の南日本新聞に、県による移管時の国保保険税、必要額試算というのが載っておりました。これを見ますと、やはり1人当たりの保険税の必要額というのは19市中では一番高く、43市町村の中でも4番目に高いというのが載っておりました。伸び率にしても非常に高いということでございます。

このように医療費が高いということを受けて、市のほうでもいろいろと研究、検証されていると思いますが、他市と比較した場合にどのような違いがあるのかということについて、少しお聞きします。

○健康増進課長（若松友子君） 本市の医療費が高い要因につきまして、県内の19市と比較してどうかということだと思いますが、一番は、やはり糖尿病や糖尿病が進行した腎不全、人工透析者が多い点です。人工透析になった場合、医療費は1人当たり年間約400万円から500万円ほどになります。

また、国民健康保険被保険者の高齢化も進んでおり、65歳以上の加入率が50%を超えているのは本市のみであります。医療機関への入院、外来の受診率が両方とも高いことも高医療費の要因であると考え

ております。

一方、患者数から見ますと、本市の人数が多いのは疾病別の中分類で、1位が高血圧性疾患、2位が消化器系の疾患、3位が糖尿病という状況であります。

○11番（東 育代君） 今、答弁をいただきましたが、やはり生活習慣病に関連する病気、疾病というのから、糖尿病、人工透析が多いというようなことをいただきました。

そういうのを受けて、いちき串木野市国民健康保険データヘルス計画というのがありますよね。その資料に基づいて、少しお聞きしていきたいと思えます。

このいちき串木野市国民健康保険データヘルス計画には、計画策定の背景や位置づけが明文化されております。健康医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画とありますが、特定健診の結果、また、レセプト等のデータを活用して分析を行うことなどがいろいろと書いてあります。

また、このデータヘルス計画の目標及び実施事業の中で、分析結果、課題対策を踏まえて目標も設定をされております。健康医療情報の分析をされて、中長期的な目標、短期的な目標達成をするために、さまざまな取り組みがなされているようです。これは平成27年から29年と書いてありまして、事業の途中ではありますが、現段階での課題、また成果等をお聞きしていきます。

まず、市が取り組んでいる事業について、順次伺っていきます。

最初に、特定保健指導事業について、生活習慣病予防対策の取り組みについてはどのようなか伺います。

○健康増進課長（若松友子君） 特定保健指導事業につきましては、特定健診の結果、保健指導を必要とする方々に、保健師等が毎月、個々に応じた生活習慣の改善の指導を行っております。

○11番（東 育代君） 保健師さんが保健指導ということですが、もう少し現状について、対象者に指導を行う、その対象者に対して、どの程度の指導が実際行っているのか、それにまた市民がきちっと

応えてくれるのか、そこをちょっとお聞きします。

○健康増進課長（若松友子君） 平成27年度は、6カ月の指導修了者が53.1%で、目標を3.1%、県平均を10.6%上回っております。平成28年度も同程度を見込んでおります。

○11番（東 育代君） 次に伺います。

健診異常値放置者受診勧奨についても書いてあります。健診異常値で未治療者の医療機関受診対策については、どのようなか伺います。

○健康増進課長（若松友子君） 健診異常値放置者受診勧奨につきましては、毎月の結果報告会の前後、または訪問等により保健指導を行っております。また、生活習慣病重症化予防事業では、未治療者32人に6カ月間、医療機関での治療の勧奨、それから生活指導を行っております。

○11番（東 育代君） 32人、6カ月間ということ、この32人がマックスですか。それよりたくさんいて、その中で応えてくれたのが32人ということですか。

○健康増進課長（若松友子君） 750人程度の方がいらっしゃったと思っております。

○11番（東 育代君） 750人の方に接して、そして保健指導を行いながら、32名の方が応じてくださったということですね。750人の32人ということですので、この数字がもうちょっと増えると、またそこが成果が出るのかなと思っておりますので、引き続き御指導をお願いしたいと思っております。

次に、糖尿病のお話も先ほどから出ました。糖尿病重症化予防事業についてもあります。この糖尿病重症化予防対策についてお聞きします。

○健康増進課長（若松友子君） 糖尿病重症化予防事業は、糖の値が高い人に無料の詳細健診受診券を交付し、検査結果に基づき治療につなげております。糖尿病性腎症重症化予防事業は、平成28年度、10人に対して、病状悪化の進行が少しでも遅くなるよう、かかりつけ医の継続的な受診の勧奨や食事指導等を通じて、糖尿病を自分自身で管理するセルフマネジメント技術を習得できるよう支援しております。

○11番（東 育代君） 先ほども1人当たり年間四、五百万円の経費がかかるということでしたので、

最初、週2回から、そして週3回というふうにだんだん増えていくようで、1回透析の治療を行うと、やはりずっと続けなければいけないということになりますので、このところはやはり10人に対してということですが、できるだけ、このところで対策をきちっとしていただきたいなと思っておりますので、質問でございました。

次に行きます。

特定健康診査未受診者受診勧奨について伺います。特定健康診査未受診者の受診率向上及び健康状態不明者の減少とは、どのような取り組みか伺います。

○健康増進課長（若松友子君） 特定健康診査未受診者受診勧奨につきましては、平成28年度は臨時看護師が793人を戸別訪問し、訪問後、129人の受診につなげております。前年度より受診者は16人3.1%の増加でありました。

先ほど、生活習慣病の関係で750人程度と申し上げましたが、560人が対象でした。訂正させていただきます。

○11番（東 育代君） 対象者が560人ということでお聞きしました。

今、特定健診の未受診者の対応についてお聞きしましたが、これはまちづくり協議会や健康地域づくり推進員さんへも協力を依頼されていると思うんですが、このまちづくり協議会さんや健康地域づくり推進員さんへの情報提供はどこまで可能なのか伺います。

○健康増進課長（若松友子君） 今回の特定健診の受診をする際に、この受診したことについて公表していいですかという欄を設けました。その結果、受診された方で約1割程度の方が、公表をしてほしくないということでした。それで、健康増進課としましては、できるだけ正確な情報をまちづくり協議会等に提供したいということから、公表しないでほしいと言われた方々に電話等しまして、この趣旨の説明等を行いながら了解を得て、できる限り正確な未受診者の数を公表したいと考えております。

○11番（東 育代君） できるだけ、可能な限りということでしたが、ここについては、やっぱりまちづくり協議会さんに、この特定健診の受診

率の向上をお願いされて、60%以上になるといろいろな形で補助金とかがありますよね。補助金を目的とするっていうのはちょっと言葉が悪いかもしれないんですが、やっぱりそこに向かって皆さん取り組まれておりますので、情報提供がないと、名簿のことなんですけど、受けてください、受けてくださいでは、本当にどこまで言っているかというのが非常に、聞かれるところではございましたので、そこら辺の名簿については、個人情報との関係もありますけれど、どこまでできるかわかんないんですけど、可能な限り情報提供はしていただいて、そしてそこが受診率向上につながるということであれば、またそれなりの成果ができると思いますので、名簿の提供、そこについてもう少しお聞きします。

○健康増進課長（若松友子君） 先ほどもお話ししましたが、今回の健診の関係で、情報を公表しているという形の欄を設けました。その中で、私は健診を受けたことをまちづくり協議会、健康づくり推進員さんにお話ししてもいいですよという方をリストアップしました。その中でもやはり、公表は避けてくださいという方もいらっしゃったので、この設問の趣旨を電話等で説明いたしまして、できるだけ公表にさせていただくという許可を得る取り組みしております。ですので、受診したという情報でありますけど、正しい情報提供ができると考えております。

○11番（東 育代君） できるだけ、まちづくり協議会さんもその目標に向かって、活動がしやすいように、可能な限りの情報提供をお願いしたいと思います。

それから、次にお聞きします。

受診行動適正化指導事業、重複受診や頻回受診についてというのがあります。この重複や頻回受診者の減少はっていう取り組みなんですけど、お聞きします。

○健康増進課長（若松友子君） 受診行動適正化指導事業、重複受診とか頻回受診のことではありますが、平成28年度は計18人延べ20人に対して、臨時看護師の戸別訪問により、適正受診を指導しているところでございます。

○11番（東 育代君） できるだけ、この重複受診

がないということが、一番、医療費の抑制にもなると思いますので、かかりつけ医、ホームドクターっていうのがきちっとそれぞれされていけば、ここら辺のところが見えてくるのかなと思いますので、正確にまた把握していただきたいなと思います。

次に、温泉を活用した水中運動教室についてということでも書いてあります。これは、ロコモティブシンドロームの予防及び日常生活におけるQOL向上というようなことでの取り組みとありますが、少しお聞きします。

○健康増進課長（若松友子君） 温泉を活用した水中運動教室でありますけど、参加者19人に計8回指導いたしまして、体力、持久力の改善をしていただいたところなんです。その結果、参加者の方々から、体調がよくなった、関節痛が改善された等の声を聞いております。

○11番（東 育代君） 19名ですか、体調がよくなったりということの成果はあると思うんですが、ちょっと参加される方から、市来の温水プールを使われると思うんですが、プールの底が非常に粗いと思うんですかね、ということで、ウォーキングをしてみると、歩いていると、足の皮が剥けて血が出てという状況の人があると。それで、水中でもいいような靴下を履いて入らないといけないような状況なんですけど、御存じですかというのを聞かれたんですが、そこら辺の把握をされておりますか。

○健康増進課長（若松友子君） この保健事業の温泉を活用した事業につきまして、その事業中に底で足の傷を負ったとか、そういう話は聞いていないところでございます。

○11番（東 育代君） この19人の教室生じゃなくても、自分たちでウォーキングをしている中で歩き過ぎてということかもしれないんですが、要するに、あそこであまり歩き過ぎると、ちょっとそういうことがあるっていうのは耳にしますので、それって非常にまた水質の関係にもなっていくと思いますので、そのところは少しまた調査をされてみていただけたらと思います。

それから、この項はちょっと置いていて、次にジェネリック医薬品普及・啓発というのがありますよ

ね。ジェネリック医薬品の普及率を上げることが医療費の抑制にもつながるといふふうには、皆さん承知はしているんですが、現状はどうでしょうか。

○健康増進課長（若松友子君） ジェネリック医薬品の普及・啓発については、年4回、ジェネリック医薬品への切りかえ通知を行っております。毎月、約100万円前後の効果が出ているのではないかと考えております。平成28年度の普及率は74.8%で、目標でありました67.5%を上回って普及されているところですよ。

○11番（東 育代君） ジェネリック医薬品が本当に普及するということ、でも、これを使えない病気の人もあるわけなので、74.8%、効果が出るのかなというふうに思いました。

最後の項で、その他の保健事業についてということ、少しお聞きします。

健康づくり事業にも力を入れて取り組みがあるようですが、健康づくり事業の推進について、2点お聞きします。

今、各地域でころばん体操の普及に尽力をされておられます。現状について、そしてまた成果についてお聞きします。

○健康増進課長（若松友子君） ころばん体操は、事業開始から3年経過しております。平成29年9月1日現在、89公民館で2,100人の方々に取り組みをさせていただいております。参加者からは、関節の痛みが軽減された、正座ができるようになったなど、運動の効果を実感する声が寄せられており、一定の成果が出ているものと感じております。

また、地域の実情により立ち上げが困難な公民館もありますので、市といたしましては、これまでどおり、地域包括支援センターで行っているいきいき介護予防教室を、ころばん体操が普及していない地区の方を対象として開催することで、運動する習慣を身につけていただきたいと思います。

○11番（東 育代君） 本当に、2,100人の方が参加ということで、参加者の非常にいろいろないい声を聞いております。昨日の広報にも「ころばん体操で元気なおじいちゃん、おばあちゃん」というのがありました。93歳の方の取り組みとか、97歳の取り組

みとか出ておりましたよね。これを見て、本当にいいなと思いました。

9月3日の新聞でも、笑顔アルバムコーナーで、石川山公民館のころばん体操クラブというのが、紹介がありました。ボケ防止や詐欺防止の替え歌も歌いますということで、本当にいろんな取り組みがあるんだなというふうに思います。

参加された方の中でも、毎週1回ですけど、1回休むと、やっぱり足の筋肉が弱るといふことも聞いておりますので、本当にいい取り組みであるようですので、地域の実情でできない地域もありますが、やはりとてもいい感じであるなと思っております。

もう一つ、健康づくり推進事業のことで、パークゴルフ場についてお聞きします。ウォーキングとかグラウンドゴルフとか、いろんなことの取り組みがあるんですが、パークゴルフ場は市の施設だということでパークゴルフについてお聞きします。

指定管理になっておりますので、パークゴルフ場の経営とかについての追及はいたしません、ただ、市のホームページを見ますと、やはり、いちき串木野市パークゴルフ場条例の第1条に、市民の健康増進及び地域の活性化を図るため、いちき串木野市パークゴルフ場を設置するとあります。パークゴルフ場の休場日や利用時間、料金も掲載をされております。複数のホームページを検索してみますと、休場日や利用時間、利用料金がまちまちでびっくりしたんですが、通告後はきちんと整理をされておりましたので、この分については整理をされたなと思っております。

もう少し、引き続き聞いていきたいと思っております。この第1条に、市民の健康増進及び地域の活性化とあるんですが、フェアウェイが狭かったり、ラフの部分 genuinely 深くてボールが沈んでしまったり、端っこのほうが下がっているのでOBになりやすいとか、プレー中にコースの芝刈りや薬剤散布などの作業が行われている。あるいは、コースの状態があまりよくない。運営の方法に異議を唱える人がおります。利用者からの声もさまざまありますが、前任の担当課長は休みのときにプレーをして、特設ティーの確認や芝の状況やコースの確認をなさっております。

した。余り利用者からの異議はなかったんですが、市民スポーツ課の職員で、最近、パークゴルフ場の現状については、どこまで認識されているのでしょうか。御自分で実際コースを回られているのかどうか、ちょっとお聞きします。

○教育長（有村 孝君） その他の保健事業ということでパークゴルフ場のお話でございますが、パークゴルフ場は、御承知のとおり、市民のスポーツ活動を推進いたしまして、健全な心身を育成することを目的に、平成20年の4月に供用開始をしております。今年で、おかげさまで10年目を迎えましたけれども、現在、市内外から年間3万人を超える利用をいただいております。先ほど来ありますように、年齢差や男女差などのハンディキャップを最小限にとどめるようなコース設定をしておりますけれども、ラフの芝が深いところやら、あるいはフェアウェイ等が狭いところも一部見受けられました。また、コース整備作業中にプレーを中断するということがあったようですけれども、そういうことがないように、プレー中のコース整備作業についても、利用者を最優先しまして、作業を一時中断するなど指定管理者に指導を行ったところでございます。

なお、担当課職員のほうには、私のほうから、日ごろのコース状況を初め、管理運営状況等について常々把握するように指示しておるところでございます。

○11番（東 育代君） 教育長のほうに答弁いただきました。年間3万人くらいの方が利用しているということです。「パークゴルフは、気軽に誰でも男女問わず、子どもからお年寄りまで幅広く三世代の人々が楽しめるスポーツです」と紹介をしてあります。現状では、初心者が敬遠する施設になりつつあります。上級者を育成する施設じゃないと思っております。プレーしやすい環境整備に努めるべきだというふうにも思っております。初心者にプレーを楽しんでもらうような施設でないと、利用者の輪は広がっていかないとでございます。

私は、多くの愛好者、利用者が増えることが施設を開設した目的でもあると思っております。市民の健康増進及び地域の活性化を図るためとあります。

指定管理と所期の目的に沿っているかどうか、市のチェック体制についても、再度、お聞きします。

○市民スポーツ課長（福山昌浩君） パークゴルフ場は、公益社団法人日本パークゴルフ協会コース設置基準に基づく公認コースがあります。本市のパークゴルフ場につきましても、この基準に従います公認コースとなっており、幅広い年代でプレーできるようにつくられております。

先ほどから御意見のありますとおり、フェアウェイやラフの整備等、初心者の方、さまざまな年代の方々に親しんでいただき、楽しんでいただくよう、プレーしやすい環境整備に今後も努めてまいりたいと考えております。

また、そうすることによりまして、パークゴルフ人口の増加につながっていくのではないかと考えているところでございます。

○11番（東 育代君） 公認コースということで、県内に、奄美を含め、いちき串木野市、そしてあと2つということで4カ所あるわけですが、市民の健康増進及び地域の活性化を図るためとありますので、もちろん常連さんも大事なんですが、新規の利用者を増やす取り組みを同時にしていかないと、将来的には利用者減につながるのかなということをお心配しております。誰でも気軽に楽しめる施設となることを願っての質問でございました。

医療費抑制に向けた取り組みは、行政と市民が同じ方向を向いていかなければ成果が期待できないと思っております。行政側から見た課題、市民へ期待することについてお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 医療費の抑制に向けた課題、また市民への期待は何かというお尋ねであります。平成28年度に、本市の第2次健康増進計画、食育推進計画を策定し、市民の皆様お一人お一人が健康に対する意識を高め、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸化を図ることとしております。市民お一人お一人が自分の健康に責任と自覚を持っていただき、まずは簡単にできることから取り組んでいただき、病気に関しましては、早期発見、早期治療を心がけていただきたいと思います。

また、国保の保健事業ではさまざまな取り組みを

しておりますが、マンパワーと予算には限りがあります。今後は国保での糖尿病に対する取り組みだけでなく、他の保険者とも協働した取り組みが必要だと考えております。国保の人工透析者は、会社を退職された方々の糖尿病の重症化者が多いため、これを事前に予防する観点から、市内の大きな事業所と連携した保健事業、保健指導に取り組む必要があると考えております。

市におきましては、今年度から新たに健康寿命延伸モデル事業を実施し、人口の推移や医療費の分析をもとに、市民みずからの話し合いによって、地域課題を考え、それに対する改善策を実践する取り組みを進めているところであります。

先ほどから、詳細にわたりまして医療費等の問題につきまして御質問をされましたが、目的は市民一人ひとりが、やはり健康で明るく過ごしてほしいという、その観点からの御質問ではと先ほど来、受けとめております。医療費の抑制というのは、お述べになっておりますように、目的であられる、市民の皆さん一人ひとりが健康になることでありますから、これがみんなの願いだから、健康づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○11番（東 育代君） 今、市長から答弁いただきました。やはり、市民一人ひとりが健康であるということが一番だということで、それが医療費の抑制につながるということを御答弁いただきました。私もやはり、医療費と国保税については、市民に市の事業を理解してもらうような情報提供をしていただくことも必要だと思っております。医療費の抑制が、市民の国保税負担の軽減につながることであり、市民への意識啓発など、認識を深める取り組みに努めていただきたいなと思っております。また市民は、市の現状を理解して、市民一人ひとりができることに取り組んでいかなければ、現状のままでは改善されないというふうにも思っております。お互いの情報を共有することで、両者が同じ方向を向くことになると思います。情報の共有化が大事だと思っております。この項については終わります。

次に、郷土芸能の保存・継承についてお聞きしま

す。

超少子高齢化による人口減少は、郷土芸能の保存や、次世代へ継承する上でも、さまざまな影響があるようです。それぞれの団体や組織の自助努力にも限界があると思われま。そのような中、市の支援や地域の支援を得ながら、一生懸命に頑張っておられるようです。担い手不足などの多くの課題を抱えて苦慮されている団体もあるようですが、既存の郷土芸能を次世代へ継承していく上での課題などについて、それぞれの団体、組織に調査、検証されたことがあるかお聞きします。

○教育長（有村 孝君） 東議員仰せのとおり、本市には、国指定を初め、県、市が指定します郷土芸能が各地域に数多く継承されております。大変ありがたいこととございます。このような郷土芸能は、地域の宝であるとともに、地域を結びつけまして、地域活性化の役目も果たしております。市としましては、課題等についてのアンケート調査等は行っておりませんが、これまで県の郷土芸能保存会に関する調査や毎年の郷土芸能への補助金交付に伴う実績報告書など、そういうもので活動状況等は把握いたしております。

また、郷土芸能の実施日に、できるだけ現地へ出向いて、地域や保存会の方々の話を伺うことで、現状や課題の把握に努めております。今後も、地域や保存会と連携しながら、現状把握に努めるとともに、実績報告時に、各団体の課題が把握できるようなアンケート調査もあわせて実施してまいりたいと考えているところでございます。

○11番（東 育代君） 教育長に答弁いただきました。やはり現場の声をきちと聞くということが一番大事でありますし、それぞれにお声を聞かれている、調査をされているということですが、今、アンケート調査も実施していくということでしたので、やはり、ここからまた見えてくるものがあるのかなというふうに思っております。

市来地域にも、長い歴史を誇っている川上踊とか、虫追踊とか、祇園祭、七夕踊などなどがありますし、串木野地域にもまた、野元の虎とりとか、もう土川の左官踊りはなくなってしまったんですけども、

棒踊りとか、先日の新聞では羽島の太鼓踊り、地元の若者、奉納と載っております。400年以上の歴史がある太鼓踊りが奉納されたということで載っております。いろいろありますので、やはり本当に担い手不足というのもありますので、アンケートで現場の声を聞いていただきたいと。

それから、支えるスタッフの高齢化や担い手不足というのが本当に喫緊の課題だと思うんですが、どの組織や団体でも同じように御苦労をされておられるんですが、このような郷土芸能、市の財産、郷土の財産として後世に継承してほしいなと私も願っております。より多くの市民に既存の郷土芸能を知ってもらい、理解してもらおう機会を市は提供することも必要ではないかと思っております。

そこで、市のイベント時などの紹介、どのようになっているのかお聞きします。

○教育長（有村 孝君） 市のイベントの紹介についてでございますけれども、市のイベントで郷土芸能が出演できる主なイベントとしましては、文化祭がございます。毎年、市の広報紙を使って出演団体を募集しております。平成27年度には、芹ヶ野虚無僧踊りが出演しております。本年度も、9月5日号おしらせ版で募集しております。ただし、なかなか、イベントの舞台発表でするにはちょっと困難な面もございまして、おしらせ版で希望を募っている、そういう状況でございます。

○11番（東 育代君） なかなか郷土芸能については、その地域での奉納というような面も備えておりますので、なかなか発表となると難しいかもしれないんですが、私はいろんな地域で開催されている郷土芸能が一堂に会して、郷土芸能の大会というのは開催できないのかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○教育長（有村 孝君） 郷土芸能を一堂に会しての大会の開催についてでございますけれども、議員御提案の郷土芸能大会についてでございますが、郷土芸能の中には、先ほど議員からもございましたけれども、神事的要素が強いものもございまして。また、実施日が決まっているものや、道具が大がかりなもの、参加人数が多いものなど多岐にわたります。ま

た、踊り子が少なくなりまして、年1回実施がやっとのところなど、それぞれの保存会の実情がありますので、市としましては、郷土芸能大会の開催につきましては、それぞれの保存会の御意見等を踏まえながら研究してまいりたいと思っております。

○11番（東 育代君） なかなか難しいということですが、私はやっぱり、多目的運動場とか総合体育館などを利用して、郷土芸能ウィークでもよろしいと思うんですよ、1週間を通してでも、1日でできなければ。そういうことによって、より多くの人に知ってもらい、また、共有することで新たな発見があるかもしれないというふうに思っております。市の財産として、今後も後世に残していくべきだと思ってる質問でございます。

最後になりますが、郷土芸能の保存、保護、継承について、再度、市長にお聞きして、一般質問の全てを終わりたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 本市には、先ほどからお述べになっておりますように、国の指定を受けております七夕踊りですね、祇園祭、長い歴史を誇る。それから、虫追踊り、太鼓踊り、虚無僧踊り、野元の虎とり、ガウングウン祭りたくさんあります。そのお祭りを伝承することはそれぞれの地域の皆さんの誇りであるし、それはまた、絆を深めてきて、またイコール青少年の健全育成というものにもつながってきているんじゃないかなと思います。

ただ、そういった中で、先ほどからお述べになっておりますように、もう本当に少子化が進んできて、若い人が少なくなって踊り子がいないという。例えば七夕踊りとか、市来農芸高等学校の生徒の皆さんが、祇園祭とか応援をして、そして何とか盛り上げていくという状況にあります。

だから、私も先ほどからお聞きしてございまして、一堂に会してこれをやるというのは、非常にいいことだなというふうに思いました。

ただし、御自身お述べになってますように、神事的なこともあるし、日程が、この日でなけりやだめという行事もありますよね。そういった面で非常に難しい面があるわけでありまして。

そのような中で、2年くらい前ですか、祇園祭の

皆さん方と川上踊の皆さん方が、さのさの前夜祭に繰り出していただいて、大変絢爛豪華な、雅な祇園祭の様相を帯びて、市民の方々がとても感動されました。ああいうことを考えれば、今言われましたような一堂に会することが、規模を小さくしてでもとか、あるいは参加できる団体だけでもとか、できないものかなと私も思うところであります。

できれば、そのイベント等にも繰り出していただいたらというふうに思いますが、郷土芸能というのは、貴重な後世に長く伝えるべき宝であります。市といたしましては、平成27年度に、郷土資料集としまして、「民話・祭り編」を刊行いたしました。また、市指定文化財を中心に、DVDなど映像による記録保存活動にも取り組んでおります。なお、このような郷土史資料集やDVD等については、市内学校や図書館等で活用している状況であります。これからも、この大事な歴史、伝統を皆さん守っていただいたらなというふうに思っておりますし、市としてもできるだけ支援をしていきたいと思っております。

○11番（東 育代君） 市長のほうからも御答弁いただきました。即できるというものではないとは思いますが、やはり、そういうことで市民の多くの方に感動を与えると、また新たな発見があるのではないかと、次につなげる一步になると思っておりますので、この質問をさせていただきました。

○議長（中里純人君） 次に、福田清宏議員の発言を許します。

[17番福田清宏君登壇]

○17番（福田清宏君） おはようございます。平成25年11月に始まりました4年間の議員の任期中、定例会最終の一般質問を行います。

本日の質問に先立ち、平成29年7月に発生いたしました九州北部豪雨を初め、全国各地において発生する災害において、お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りいたします。あわせて、被災されました方々にお見舞いを申し上げます。本市に甚大な被害をもたらした昭和26年10月14日襲来のルース台風や昭和46年8月5日台風19号による豪雨災害の記憶がよみがえり、一刻も早い復興を願うところで

あります。

私は、先に通告いたしました事項について、順次、質問をいたします。

まず、沿岸漁業の振興についてであります。

一つ、市内4漁業協同組合前浜の藻場の状況についてお伺いいたします。

二つ、平成21年9月に予算化された藻場の造成、食害生物・ウニの除去等の活動を支援する環境生態系保全活動支援事業や水産多面的機能発揮対策事業の今日までの活動状況と効果についてお伺いいたします。

三つに、藻場の回復・造成のために、漁業協同組合、水産高等学校、鹿児島県水産技術開発センター等三者の取り組みを指導する施策は考えていないかお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁をいただき、その後の質問は質問者席から行います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 福田清宏議員の御質問にお答えをいたします。

まず、藻場の状況についてであります。

市内4漁業協同組合前浜の藻場の状況についてであります。

本市で実施している事業の追跡調査によると、平成27年度までは、ホンダワラ類などの順調な生育やアオリイカの産卵等も確認をされている状況でありました。しかしながら、昨年度の調査では、ホンダワラ類等の着生は確認をされているものの、市内周辺海域全体で海藻の生育が悪くなっている状況であるとのことであります。原因につきましては、例年に比べて冬場の海水温度が下がる時期が1カ月遅れたことが一つの要因ではなかろうかと言われているようであります。

次に、藻場の回復・造成のための、漁協、水産高校、鹿児島県水産技術開発センターと第三者の取り組みを主導する施策についてであります。市におきましては、先ほど答弁いたしましたように、藻場の維持、回復のための事業を展開しているところでありますが、昨年度は藻場の生育が悪いなどの状況もあったことから、今後、現状を分析し、より効果

的な方策を検討していくことが必要であると考えます。そのようなことから、専門機関である鹿児島県水産技術開発センターや鹿児島水産高校などの緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、平成21年9月に予算化された藻場の造成、食害生物・ウニの除去等の活動を支援する環境生態系保全活動支援事業や水産多面的機能発揮対策事業の今日までの活動状況もお尋ねではありますが、担当課長から答弁をいたさせます。

○水産商工課長（平川秀孝君） 環境生態系保全活動支援事業や水産多面的機能発揮対策事業の活動状況と効果についてでございます。

本事業につきましては、市内4漁協で組織されるいちき串木野市藻場造成グループが主体となって、事業を進めているところでございます。

活動の内容としましては、ホンダワラ類の種苗投入やアマモの種まき及び移殖、ウニ類の除去等であります。アマモの種まき及び移殖では、小学生と漁業者と一緒に活動して、つくり育てる漁業を学ぶ体験学習の場となっており、これまでにアオリイカ等の産卵を確認しているところでございます。

また、ウニ類の除去は、昨年度は10月から翌年の1月にかけて、延べ46回4,367キロ、8年間では延べ328回2万6,077キロの除去活動を行っているところでございます。限られた地区での活動ではございますけれども、漁業者からも、藻場の回復などの成果が上がってきていると聞いているところでございます。

○17番（福田清宏君） 続けて三つあわせて質問いたしました。まず一つ目の藻場の状況につきましては、生育が昨年度は悪かったということで、自然の状況にということではございますが、やはり自然には勝てないのか、そうじゃなくてまだ方法はあるのじゃなかろうかなという思いをしながら、次の二つ目に進みます。

二つ目では、藻場の回復などには成果が上がっていると聞きしていることでもありますけれども、果たして漁獲量はということなのかと。そういうことを思うと、なかなかそればかりではないのではなかろうかなという思いをすることでござい

ます。

今年、鉄かごで覆ったプレートを設置して試験もしていただいたようでありますが、そのプレートも1基だけというお話でありますから、果たしてその調査自体がうまくいったのかどうか、そういうことも含めると、なかなかその答えを得にくいのではなかろうかと思いますが、今年実施しております鉄かごで覆ったプレート、今までのプレートの設置、そのあたりについて少し回答いただければと思うことです。

○水産商工課長（平川秀孝君） 今、議員お述べになられました鉄かごといいですか、食害ネットを利用しました藻場と、それ以外の藻場の調査ということで、串木野新港の沖防波堤の内側で実施いたしております。

比較調査のために、保護膜がある海藻ブロックとないものを1基でございますが、1基の中に9個のブロックが設置されておりますけれども、連続自動撮影カメラで追跡調査も行ったところでございますが、魚が海藻を捕食する映像は撮影はされていなかったところですが、ついては、海藻のつきには若干の変化があったことから、魚の食害があった可能性は多少なりともあるとの報告でございました。大部分の食害については、ウミウシによるものではないかとの報告を受けております。

このような比較調査につきましては、今後も続けてまいりたいと考えております。

○17番（福田清宏君） いろいろとやはり試験をし、追跡をし、状況を把握しながら、前進、前進という形でやるよりほかはないわけではありますが、食害もあるけど、やっぱりウニの被害がということであります。

三つ目のほうに入っていきます。今日までいろいろな形で、この藻場の造成についても、あるいは種苗の投入とか小中学生の皆さんと一緒にシートをつくったりとか、いろんな活動をされてるところでありますけれども、なかなかその効果が、ということかというものの毎年の追跡は難しいという状況にあると思います。

やはり、藻場の造成、藻の育成は、岩場の現状がどうであるかということに立ち返らないといけないのかなという思いがいたします。昔、私が習った流れの中では、母藻を日干しにして、水に戻して種子が出てきたら、それを水と一緒にじょうろに入れて、きれいな石に巻いて、それをまた海に戻せばそこに藻が生えるということも教わったわけですが、やはり藻場が汚れていると、なかなかそういうわけにいかない、着藻しにくいということではなかろうかなと思うことです。

そういうふうなことをいろいろと、こういう形でもやりとりしているところではありますが、幸いにして私は、議員の有志が相集って沿岸漁業推進議員連盟を結成して、県内外の水産試験場の先進地視察等を行う一員として研修を重ねております。また、産業建設委員会委員としての活動の中で研修する機会も得ておるところであります。

昨年と今年、沿岸漁業の振興について、上京、陳情した折に、水産庁の整備課と漁場環境部の職員による研修を受ける機会をいただきました。水産庁における藻場の保全創造の取り組み、それから実例としては、鹿児島県指宿市岩本地区の藻場回復の取り組み、これは水産高校の協力を得た藻場回復ということではありますが、すぐそこに実例があるのに、今まで行かなかったことが非常に恥ずかしく思うことでもありますけれども、2000年以降、藻場と呼べる群落が見られなくなったことを踏まえて、指宿漁協と鹿児島水産高等学校、そして県水産技術開発センター三者が連帯し、取り組んで、それぞれに、指宿漁協は組合員だけではウニの除去は不可能である、水産高校はその科目の中にダイビングというのがあって、栽培漁業の有効利用を目標としているとか、あるいは県の水産技術開発センターにおいては、ウニが藻場形成阻害要因であることを確認する、そういう作業をしながら連携して藻場の回復に当たっているということでもあります。

そういうことで、今は藻場が回復をして、尖閣列島等に出漁していた船も、そこまで行かなくて、前浜で漁をしている、そういう実例がすぐそこにあるわけでありまして、これをまた、いろんな形で、グ

ループの皆さんもそうでしょうし、漁協もそうでしょうし、研修することで、やはり藻場を回復させなければいけないのじゃなかろうかなというふうに思うことでもあります。

その中で特に目につきましたのが、今さら藻場を掃除はできないだろうと。とすれば、中層に網を張って、そこに母藻をくくり付けて、それを海に沈めると。そういう方法を、この指宿の漁協はとっているようでもあります。

それぞれに、鹿児島水産高校の海洋科栽培工学コースの生徒さんたちが、ウニの除去に当たり、そして、ガンガゼなのかムラサキウニなのか、そういうことも見きわめながら事を進めていくと。そしてまた漁協においては、中層の網づくりやできた網に母藻を設置して、そして海に沈めて藻場をつくっていく。水産技術開発センターにおいては、その追跡調査等を行っていくと。そういう三者の連携がとれて、藻場が回復してきたという実例を聞く機会を得ました。

そういうことから今回の質問を行ったわけですが、やはり漁協がいきなり高校や水産技術開発センターにお話をするわけにもいかないでしょうから、市、行政がその仲立ちをして、そして三者による藻場の調査から回復に至る工程をつくりながら取り組んでいく、そういう形はできないものかなという思いから、この質問をいたしております。再度、お答えをお願いいたします。

○市長（田畑誠一君） 漁業者のみならず、きれいな海というのは市民みんなの願いであり、みんなの宝であります。そしてまた、未来への大切な贈り物だと思っております。

藻場の育成がなされないことには、沿岸漁業の皆さん方の願いは、お述べになったように、漁獲量をいかに増大するかということでもありますから、そうした場合、藻場の状況というのは、お述べになっておりますように、岩場の現状はどうなのかと、汚れていたんじゃ本当に藻場の育成は図られない、まさにそのとおりであります。藻場が繁茂するということは、それは魚の産卵場であり、また幼魚の成長する過程で自分の身を守る育成場でもあります。その

藻場が一番の沿岸漁業振興策の大きな課題でありますので、今言われましたとおり、藻場の育成を取り組むのにはやはり漁協、それから専門機関ですね、鹿児島水産技術開発センターとか、鹿児島水産高等学校の皆さんとか、そして行政がやはり一体となって、今、仲介的とおっしゃいましたかね、そういった役割を果たすべきだというお話であります。いずれにいたしましても、藻場の造成のために、今お述べになられたような機関、みんなで知恵を出し合っていて、市も積極的に中に入って連携を深めていかなければいけないなというふうに思うところであります。

○17番（福田清宏君） やはり藻場を回復していくということは大変なことだろうと思います。今でも一生懸命、努力を毎年毎年重ねているところでありますけれども、なかなか私たちの小さいころにホンダワラが浜辺に打ち寄せてとかいうような状況は、一向に今、見ることもない時代になっております。

そういうことからしても、今申し上げましたようなことで、いい例が指宿の漁協にありますので、こういうことも参考にしながら、一つ一つ取り組んで、藻場の回復に向かって検討を進めていくということもやっぱり必要であろうというふうに思うことで、市長の回答もそのようなふうに理解をするところであります。

本日の質問の沿岸漁業の振興策のほかにも、実施されました事業としては、省エネ対策とか漁獲共済支援事業とかいろいろあります。しかし、これから取り組んでいかなきゃならない施策としては、操業支援として、GPSや魚群探知機の購入の幾らかの購入補助とか、漁家対策とか、漁家対策として、漁協が合併に向かって今話し合いをされているようですが、漁協直販事業による運賃等々の補助とかに取り組んでいかなければならない課題と真摯に向き合っていかなければならないと思うことであります。また、お互いに、行政とともに努力をする日があることをば期待しております。この項はこれで終わりたいと思います。

次に進みます。

二つ目は、いちき串木野市交流センター条例につ

いて伺います。

まず、この交流センター条例の（使用料）第12条第3項は、第1項の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合においては、同項に定める額の範囲内で、当該指定管理者が市長の承認を得て当該料金を定めることができるとあります。どのような場合に、この第12条第3項を適用して定めることができるのか。

二つ目に、これに該当する事例があるのか。まずそのことについて伺いをいたします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 交流センターにつきましては、指定管理者が使用料を指定管理者の収入とすることができる利用料金制度を導入しております。条例で規定する使用料の枠の範囲内で、あらかじめ、市の承認を受けて変更することができることになっております。例えば、長期もしくは定期的に賃借をする事業者がある場合などに、利用料等を安くすることで、施設の利用者が増加するようなことを想定しまして、指定管理者の裁量で利用料金を定めるものというものでございます。

次に、これまでの対象事例といったようなことでございますが、該当する事例につきましては、交流センターでは利用の事例は、現在まではないところでございます。

○17番（福田清宏君） 長期的に使う場合に利用料を下げることを決めることができるということですが、指定管理者の指定を受けて、新たに利用者から利用料を取るということについては、この規定の範囲内にありますか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在の質問の規定については、条例の中にはないと考えております。

○17番（福田清宏君） やはり不思議なことが起きていると思うんですが、交流センター条例の第2条の2が、交流センターは市民と行政による共生・協働のまちづくりを行うための総合的な拠点施設として、市民の自主的・主体的な地域づくり活動及び社会教育法で定める公民館機能の充実と生涯学習等の推進を図るものとする。ということ、恐らく利用者については無料という形に今なっていると思う

んです。そこにいきなり、利用料あるいは冷暖房費を払いなさいという形が出てくるとすれば、どの条例の条文でそのことは可能ですか、お伺いします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 交流センターの指定管理につきましては、現在、各地区のまちづくり協議会が指定管理者として管理を行っていただいているところでございます。中に、御指摘の暖房の使用について料金を徴収しているといったような事例があるといったようなことでの御指摘かと思いますが、私どもといたしても確認をしたところでございます。この件につきましては、指定管理を受ける協議会の中で協議がなされまして、相互理解のもとに組み込まれた事案であるということで、協議会の中で協議をした結果、電気代の実費分の一部を徴収しようとしたということで、交流センター条例の中で定めた項目外といったような取り扱いであると考えているところでございます。

○17番（福田清宏君） 条例に定めた以外の定め方で、そんなことしていいんですか。流暢にお述べになってるけど、そのこと自体はいいんですかね、本当に。たとえ協議会の協議だろうが何だろうが、それは条例以外の決め方というふうに、今、理解をしましたけど、そういう理解でいいんですか。いいとすれば、そういうことができるんですか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現段階では、先ほども答弁をさせていただきましたように、協議会の中で協議がなされて、相互理解といったような中での取り組みということで理解をしているところでございます。

○17番（福田清宏君） けど、そんなことができるんだとしたら、この第12条の第3項はもう何のためにあるのかもわからんですよね。当該指定管理者が市長の承認を得て当該料金を定めることができるんだとあるんですよ。当然、そのことは市長の承認は得てないでしょうよ、ねえ。そんなことが指定管理者にできるとすれば、この条文も何も要らんじゃなかですか。と私は思うんですがね。

やっぱり、交流センターを設置するに当たって、こういう条例で、こういう形でやっていきたいと思いますというふうなものですから、それ以外のことをやる

ということ今を今の発言は承認されているというふうには理解していいですか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 交流センター条例の第12条で規定しております指定管理者の「市長の承認を得て当該料金を定める」という項目につきましては、基本的に、利用料金を使用料の枠内で安くするという取り組みで、その施設の利用者増につながる取り組みについて、市長の承認を得ることができるといったような条項と理解しております。そして、暖房等の利用につきましては、公共で使う場合は無料となっておりますので、それを増額としますと、この条例以外になるかと考えているところでございます。

○17番（福田清宏君） 課長の答弁は市長の答弁として理解して質問しますからね、そのつもりで教えてくださいよ。

やっぱり、金額的なものとしては定めがありますから、それはそれとしても、条例にうたっていないものを指定管理者が徴収するっちゃうのは、おおよそどういうことなんだろうかね。理解に苦しみますがね。幾らやりとりとしても同じ答弁なんだろうかね。

それとね、もう一つね、次に行きますが、次は、指定管理者の収入の計上先はどこかということをお尋ねしてるんですけども、さっきの一緒に答弁された話の中では、まちづくり協議会の収入となるというふうには理解をするような答弁だったけど、あわせて、そういうことでいいんですか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 指定管理者の収入についてでございます。交流センターの管理・運営につきましては、基本協定において、独立した区分経理を行わなければならないとしております。指定管理料につきましては、指定管理を行うまちづくり協議会に指定管理用の口座を開設していただきまして、利用料金、指定管理料の入金や光熱水費等の支払いをその口座でしていただくといったような指導をしているところでございます。

○17番（福田清宏君） 指定管理者の口座に入るんですか、まちづくり協議会の口座に入るんですかって聞いてるんですよ。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 指定管理に伴う経費につきましては、指定管理者としての新たな口座を設定していただきまして、その口座で管理をしていただく、それから、まちづくり協議会につきましては、まちづくり協議会の専用の口座を設定していただきまして、その中で管理をしていただくといったような指導をしているところでございます。

○17番（福田清宏君） わからんがねえ。誰もわからんと思うよ、今の説明じゃね。口座をつくって管理していただくっちゃどういうことなの。収入、雑収入として受けるんだったら、それ、使われますよ。だから端的に言えば、条例制定のときに示された会計があったですね、収入と支出の。あの収入のところに入るんですか、それとも、指定管理者となったまちづくり協議会の会計に入るんですかと聞いてるんですよ。わかりますか、聞いてることが。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） まちづくり協議会が指定管理者となって運営をしていただく場合におきましては、まちづくり協議会において二つの口座をつくっていただくと。指定管理をするための専用口座、それとまちづくり協議会はまちづくり協議会の運営に要する経費がございますので、その経費につきましても、またその専用口座で管理・運営をしていただくということで指導しているところでございます。

○17番（福田清宏君） こんなに易しく言ってるのに。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 失礼しました。先ほどの暖房費の歳入につきましては、指定管理者の会計ではなく、まちづくり協議会の会計での雑入という取り扱いで、歳入を受けていただくようにと考えているところでございます。

○17番（福田清宏君） でしょう。交流センター条例にないことをやって、そして交流センターの使用料をまちづくり協議会の会計に受けるなんちゅう話は、どういうふうに理解すりゃいいんですか。人のふんどしで相撲をとる以上の話ですがね。お答えください。

○副市長（中屋謙治君） 大変失礼いたしました。交流センターの、ただいまの、暖房費といいまし

ょうか、空調費の歳入の関係でございます。私どもとしては、先ほどお尋ねがございました条例で定める額の範囲内で当該指定管理者が市長の承認を得て利用料金を定めることができるというのは、これは先ほど担当課長のほうから答弁したようなケースを想定しておるところでございます。先ほどの空調費用ということでございますが、これにつきましては、まちづくり協議会のほうで、双方、そういう協議がなされたということで、一定の整理の仕方としては、現時点では実費相当額をいただかれたんだろうという、そういう協議が整ったというふうに想定して、理解しておるところでございます。

そういうことで、この暖房費につきましては、指定管理者の会計の中で電気代として支払われますので、歳入としても、その分については指定管理の会計に入っているんだろうというように理解をしておるところでございます。

済みません、ちょっと詳細の把握が十分ではございませんが、そのように、現時点、理解をしておるところでございます。

○17番（福田清宏君） どこの指定管理者がという話は、今日のところはしません。そういう事例があったときにどうするというで聞いてます。

例えば、まちづくり協議会の協議で、市の財産から得られる利用料等を、まちづくり協議会の収入とするとか、あるいは、今の第12条の第3項の中での定めることができるという規定は、定めてある利用料、暖房料等を、長期にわたって使用するから安くしようと、そういうことだとなってくると、新たに交流センターを住民が利用するのについて、指定管理者であるまちづくり協議会が独自に料金設定をすると。条例に基づいて指定管理者になってるんでしょう。だけど、勝手に料金を定めて徴収すると。それ、本当にいいんですかね。今ある内容は、もう別ですよ。全部、指定管理者がまちづくり協議会になりましたからね、交流センターは。そういう意味でお答えください。

○副市長（中屋謙治君） 私どもの、先ほど答弁しましたように、先ほどの事例につきましては、実費相当という考え方で整理をしておったところです。

例えば、交流センターにコピー機を設置されて、その実費相当額を歳入として受け入れられる、そういうケースに等しいのかなということで、電気代相当額を交流センターのほうで、双方、協議をされて、条例で規定されている金額を参考に、歳入として受け入れられたという理解で、現時点での整理の仕方としては、実費相当額を歳入として指定管理者のほうで受け入れられたという理解に立っておるところでございます。

○17番（福田清宏君） 市長の承認も何も要らないんですね、それは。そういう理解をしていいですか。

○副市長（中屋謙治君） 実費相当額であれば、公法ではなくて私法の世界というふうに理解をいたしております。

○17番（福田清宏君） 世界が違うという話ですが、市長を指定管理者と読みかえるということの流れの話かなと思ったりはしますけれども。

いずれにしても、交流センターを使用するに、住民の皆さん方が、そういう光熱費、室料を払って利用するということが、交流センター建設のそもそものところにはないでしょう。あるんですか。私はないと思っておりますがね。そういうつもりで、今までずっと交流センターの建設については、あちこちの交流センターの建設必要だよと、地域活動の拠点としては必要だよということで話をしてきたつもりですがね。まちづくり協議会の勝手な、勝手なと言えば失礼ですが、まちづくり協議会の独自の協議で、料金等は参考にしながらも徴収することは可能だよという道の、ここの答弁は開くことになるんですよ。それは、本当に交流センター設置の目的に合っているとというふうに理解していいですか。

○副市長（中屋謙治君） 先ほど来、実費相当額という整理の仕方、現状、理解をしておると答弁しておりますが、詳細の実態を再度、確認をさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。

○17番（福田清宏君） やはり、こういう住民のために、第2条の2にあるように活動拠点として建設をしていただいて、地域の輪をとりながら、行政の片腕としてという姿の中の一つのセンターだと思う

んですけどね。だけど、やっぱりそういうようなことが、果たしてどうなのかと。

そしてまた、会計にしても、交流センターのものに対する収入の行き先が果たしてどうなのということ等を考えると、やっぱり徴収すべきでなかろうと、私は思うんですがね。ちょっと、やっぱり違うと思うんです。

だから、いきさついろいろあるとは思いますが、そのいきさつもまた不純なところもあるようですし、いろんなこともありますから、事例がさっきないと言われたので、調査のしようはないんですよ。事例がないという答弁だから。副市長、調査のしようがないんです、これは。でしょう。

○市長（田畑誠一君） 詳細につきまして、ちょっと把握をしておりますけれども、まちづくり協議会の運営の中で、多分、この使用をなさる皆さん方が、せめて実費だけは善意で払おうかと。電気代だけはと。そういったこと等からの話し合いがなされたんじゃないかなというふうに想像をしております。

いずれにしても、そういったまちづくり協議会がお互いに共通理解のもとに、善意でなされたんじゃないかなと思っておりますが、詳細はまた調査して、改めるべきは改めていきたいと思っております。

○17番（福田清宏君） 答弁もなかなか、私もどこがどうだということを言わずに、あるいは、相対的に、まちづくり協議会が、今度の平江の交流センターの建設が進むと、大体そういう形になるということ踏まえて、こういう事例があればどうするということの問いでありますけれども、どうもやっぱりおかしいですね。おかしいと思います。事柄が進むにつれて、またいろいろとお尋ねする機会もあると思いますから。その機会に譲りたいと思っております。

次に3番目です。自治公民館建設整備事業の補助金について伺います。

近年、住民の高齢化や世帯減少等を考慮して、補助率3分の1を2分の1に上げることはできないか伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 自治公民館建設整備事業補助金につきましては、これまでは主に、建物の老朽

化や利用者の高齢化によるトイレの洋式化などの改修を対象としてまいりました。合併以降、62件の申請実績のある事業で、直近の3カ年の増改築の実績を申し上げますと、平成26年度で5件199万4,000円、27年度で7件258万5,000円、28年度で8件212万3,000円と年々増加の傾向にあります。今年度におきましては既に4件157万円を支出し、今9月議会におきまして、さらに6件155万8,000円の補正予算議案を提案させていただいております。

さらには今年度から、市民の皆さん方の要望を受け、もちろん議会の皆さん方からも要望を受けましたが、空調設備の新設・改修も対象とするなど、内容の充実を図ってまいりました。

今後、このようなことからしますと、申請件数が増加するのではなかろうかと予測をしております。したがって、現段階、当面は現行での事業執行をしてまいりたいと考えているところであります。

○17番（福田清宏君） それだけ、市のもろもろの公共施設もそうですが、自治公民館の館も、そういう形で老朽化してきているということのあらわれだと思います。ところが、それを支える住民は、戸数が減ったり、世帯数が減ったり、高齢化したりで、そういう状況に自治公民館自体はあるわけで、それをそのまま放置しとくというわけにはいかないのじゃないかなという思いからのお尋ねであります。

この事業の補助金は、おおむねこの補助対象が50万円以上の増改築ということになっておりますので、二つ目に挙げてありますまちづくり計画事業補助金（ハード事業）を活用できないか伺いますという中で、この50万円未満の増築・改築補助等については、ハード事業で適用できないかなというふうに思うことですが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 自治公民館建設整備事業の中の、50万円未満の事業費に要する建設に対して、まちづくり協議会のハード事業での対応という御質問でございますが、ハード事業につきましては、現在まで地区内の生活道路やガードレールの維持補修であったり、公園整備、地区案内板の設置など地区住民の住民生活に共通する事業を主

に対象とさせていただいているところでございます。

事業決定の際は、まちづくり協議会において、協議会で実施すべき事業であるか事業内容等の精査もされて、事業実施の優先順位も協議をされての計画的な取り組みが進められているところでございます。

以上のようなことで、公民館の整備についてハード事業でというものは、現在のところは検討はしていないところでございます。

答弁に漏れがございました。自治公民館建設整備事業につきましては、基本的に事業費50万円以上を、現在、対象とさせていただいているところでございます。

○17番（福田清宏君） 50万円以上が対象だっちはうのはわかってるから、50万円未満についてはハード事業でできないかということをお尋ねしてるんですよ。さっき申しましたようにね。ところがやっぱり、まちづくり協議会の構成委員は地区の住民であって、地区の自治公民館なんですよ。そういうことを考えれば、まちづくり協議会のハード事業の予算の範囲内であれば、それもいいですよという形に持っていただければ、あくまでも一まちづくり協議会の予算の範囲内ですよ、まちづくり協議会の協議の中で。そうしていただければ、また高齢化や世帯数減少の自治公民館の、今もだんだん増えていくわけですから、そういう中では、少しは経費の軽減になるのじゃないかな、公民館維持のためにはそういうことも必要じゃないかなというふうに思うんですけれどもね。再度お尋ねいたします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 先ほどの答弁でも若干触れさせていただいたんですが、ハード事業につきましては、地区内の住民生活に共通する事業を現在まで主に対象に事業を進めさせていただいているところでございます。御質問の50万円未満の分についてのハード事業での取り扱い、現在のところは考えていないところでございます。

○17番（福田清宏君） 同じ答弁が返ってくるようでありますから、ここらあたりでやめますが、住民生活に共通するっちはいえば、全く公民館活動もそうであってね、公民館活動が崩壊すると、まちづくり協議会は成り立たないんですよ。そういうところか

らも、幾らかの行政としての補助を差し上げるということのほうがいいんじゃないかなろうかという思いでやっています。

あわせて、補助率の3分の1もね、やっぱりこういう世相に合わせて、2分の1、あるいは80%、90%という形の補助ができるように検討をしてほしいというふうに思うことです。

もう答弁は同じでしょうから、ここでこの項は終わりたいと思います。

次に、四つ目は、コミュニティバスの運行について伺います。

その一つに、現在までの取り組みと今後の施策について伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在までの取り組みと今後の施策についてであります。

運行の取り組みに希望のありました生福地区など8地区で、バスの運用開始に向けて、バスの運転手の確保、利用者、乗車区間、利用目的など、必要経費の算定基礎となる事項について具体的に検討をするためにアンケートの実施及び準備が進められています。各地区に当事者意識を持っていただいて、住民の要望、実態を調査をし、バスの運行計画や取り組みを作成することで地区に合った運行形態が求められると考えております。

市としましては、地区における協議への支援を行いながら、協議された運行内容等を踏まえ、関係機関との調整や先進地の事例を参考に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○17番（福田清宏君） 次の、運行を希望する地区の取り組みというところまで答弁が入りましたので、もうこれは割愛をいたします。

私は、このことを知ってから3年間、ずっとこの内容について検討をしてきたところですが、筑後市のコミュニティ自動車の資料を取り寄せて、3年後にこのことを発議して、それからまた、もう3年、4年たつと、こういう状況なんですね。ところが、もう待てませんよ、地区の皆さんは。お年寄りになっていきます、みんな。そして足を奪われて、交通機関を奪われてね、大変。今のバスも、あることはありがたいですよ。だけど、例えば羽島から市内

に来るのに1時間も1時間半もかかってようやく、たどり着くとか、そういう状況はやはり、運行ということからすると、理解に苦しむと思います。

今そういうことで、いろいろ調査はしているということですが、私はコミュニティ自動車の運行ってというのは、市が10人なら10人乗りのワゴン車を買って与えますと。あわせて、経費の2分の1あるいは3分の2をば持ちますと。そして、あなたのまちづくり協議会を中心として、運営協議会をつかって、検討しませんかと。そういった本市のコミュニティ自動車の貸与事業の規定の作成というのは、もうできてるんですか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 事業を取り組むに当たって、要綱等の作成が求められるということですが、必要とされます要綱等につきましては、現在お述べになられましたように、貸与に関する自動車の規定であったり、それから運営費等の補助を要する場合の補助要綱であったりといったような整備が必要であると考えているところでございます。現在は、先進地の事例等も参考にしながら、要綱策定に向けて準備をしているところでございます。

○17番（福田清宏君） やはり、市みずからがやろうとするならば、要綱が先じゃないですかね。要綱ができなくて調査しようたって、何て答えようがないですよ、皆さん。先立つのはやはり、運営の協議会をつくるなり何なりの形はあったとしても、やっぱり経費の捻出なんですよ。

経費の捻出については、いろいろありますよ。私もいろいろ検討した結果、いろんな形があります。私だけでも六つくらい、こういうのが充てられるなという思いはしてますがね。そういうのは後からついてくることであって、まずは貸与事業の規定がなければ、先には進みませんよ、この事業は。だからやっぱり2年、3年たつてもこんな状態だと思うんですよ。

やっぱり、やるならやるように、やらんならやらんごとしたほうがよかつじゃなかですか。調査が先じゃないですよ。もうみんな足がなくて困ってんだから。わかってるでしょう、そのことは。どこの地

区に行ってもそうじゃないですか。お聞きになるでしょ、そんなこと。

そういう流れであってね、規定さえもまだできてないなんちゅう話が、もうちょっと、この事業に対する市の意気込みはないなという理解をしますが、そういう理解でいいですか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、先ほども答弁させていただきましたが、要綱等の整備に向けては調査をしているところで、私ども、基本的に、各地区の要望等を重視させていただきたいという思いもありまして、住民の意見を聞くということでアンケート調査も実施しているところですが、今後、スピード感を持った対応を検討していきたいと考えます。

○17番（福田清宏君） やっぱり地区の意向の調査は大事なんですよ。大事なんです。だけど、要綱のない中で意向を聞くなんちゅう話は、おおよそ違うんじゃないかと私は思いますかね。違いますよ、やはり。

いろいろあるんですよ、やはり。市としての対応も。バス路線を廃止したり、いろんな手続きがほかにもあるんですよ。だけど、まずはそのコミュニティ自動車を動かすとすれば、その要綱を決めて、そしてこういう要綱のもとでおたくの地区はどうですか、そしていろんな意見をやりとりをする中で、いいものをつくっていくというのが当たり前じゃないですかね。

まずは皆さんの意見はどうですかあったって、どんなふうに答えるでしょうかね。第一、車を貸与することから始まる事業であって、無料で、運賃取らないということに始まる事業であって、そして経費をみずから負担せなならんという事業なんですよ。そうすると、それについてのことをば要綱として規定をしないと、そら、話は進まないでしょうよ。

そういうことですが、何かお答えがあれば、お答えください。

○市長（田畑誠一君） 過疎化、高齢化した地域の方々の足の確保が第一だという観点からの御質問だと受けとめております。

おっしゃるとおりであります。地域の皆さん方は

本当に待っておられると思う。足のない方はですね、待っておられると思います。ただそれを導入したらより充実して、相互理解のもとスムーズに運行がなされなければ、また成果が乏しいんじゃないかなというふうに思います。

確かにおっしゃるとおり、要綱の制定を急ぐべきだということも、大事だと思います。ただ、さっき申し上げましたとおり、より充実した運行を、本当に地域の人に喜んでいただくという確たると思いますかね、やはりその観点から踏み込まなければいけないという面もまた大事じゃないかと思います。

具体的に利用されようとしている人数がどれくらいおいでなのか、運行の日時とか内容をどう把握するか、運転手の方はどうするか、それからもちろん、燃料費はどうするか、運転手の賃金はいかに、あるいはまたタクシーとの競合、あるいはバス路線との競合、そういった話もまた大事だと思います。

いずれにしても、先ほどからお述べになっておりますように、目的は、願いは、困っている住民の皆さん方の足の確保でありますので、その客観的な情勢やら、本市が市として進めること等を勘案しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○17番（福田清宏君） 市長が、そういうことで取り組みをとということでありますけどね、やはりこのコミュニティバスの運行は、市が主導しなければできんやなかですか。幾ら地域の意見を聞いても、形はならんですよ。そもそも、この事業自体が、コミュニティバスを貸与して、経費の幾らかは持って、そして皆さんもそれを運営する協議会なり何なり会をつくってということに進んでいくわけですから、やっぱり市がきちんとした規定がない中に、幾らこれ進めたって、まだ何年もかかりますよ。と私は思います。

そういうことですがけれども、やっぱり高齢化社会になって、交通弱者とか買い物弱者とか、買い物難民とかいろんな言葉が出てきます。やっぱり、そういう言葉が使われる中であっては、さっき言いましたように、羽島から市内に来るのに1時間も1時間半もかかる今のバスですよ。そういう中ではね、どうしてもやっぱり、皆さんの利便性を図るためにも、

このことは進めていかなきゃならんというふうに思いますが、しかし、今のような進め方では、恐らくいつになるか希望が持てないということをお今日また実感したところです。

このことはもうここ二、三年、ずっと間をあけて質問してきておりますが、一向に進んでいく状況がありませんけれども、やはり市が主導する中で、地区のまちづくり協議会と連携して、この事業は進めなければ進まない事業というふうに理解をしておりますので、そういうことに期待をしながらこの項は終わりたいと思います。

○議長（中里純人君） 福田清宏議員、質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

再開は、午後1時15分とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時15分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○17番（福田清宏君） 休憩前に引き続き、質問を続けさせていただきます。

次に、五つ目になりますが、交通安全対策についてであります。

以前にも質問したことがありますけれども、都心平江線の街灯、電柱には都市建設課109と表示してありますが、塩田川を照らすとのことでもありますけれども、路上を明るくするために、西側の車道寄りに移動することはできないか伺います。

○議長（中里純人君） 福田議員、4番目はもう終わったんですね。コミュニティバス。

○17番（福田清宏君） 前回に引き続いて、また議長から指摘をいただきまして、ありがとうございます。コミュニティバスの運行についての3番目の質問が残っておりましたので、続けさせていただきます。

まちづくり協議会がつくるでありますよう運営協議会の組織にふるさと納税をということではできないかと思ひ、ふるさと納税の使途目的に、コミュニティバスの項目があるかということをお尋ねするところです。

○食のまち推進課長（馬場裕之君） ふるさと納税の使途目的についてであります。

ふるさと納税の使途目的につきましてもは、寄附者からの寄附の申し込みの際、五つの項目について希望を伺っております。この五つの項目の中で、産業振興・地域活性化の項目があり、コミュニティバスの運行についても、この項目の中で今後検討してまいりたいと考えております。

○17番（福田清宏君） 充当は、市の持ち出し分だけでなく、まちづくり協議会の経費にも幾らかのお手伝いできればなおいいのになという思いがしております。そこはまた、いろいろと今後、検討されることと思ひますが、そういうことで充当可能ということだけをお聞きをして、この項を終わりたいと思ひます。

次に、繰り返すこととなりますが、五つ目は交通安全対策についてであります。

以前にも質問をいたしました、都心平江線の街灯、都市建設課109という電柱ですが、前回の質問への答弁は塩田川を照らすということでありましたが、路上を明るくするために、西側の車道寄りに移動することはできないかお伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 都心平江線と塩田川が交差する箇所にあります道路照明灯は、塩田土地区画整理事業で、都心平江線と塩田川を沿う市道東塩田町1号線などとの交差点周辺を照らすことを目的として、現在の場所に設置をされております。

道路照明灯の移設につきましては、現場の明るさを確認するとともに、交差点の周囲にある道路標識や横断暗渠などの設置状況を調査し、今後、まちづくり協議会や付近住民の皆様方の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

○17番（福田清宏君） 今お答えいただきましたように、街灯は緑地帯の西側端に建てられているんですが、塩田川を照らすというのは少し表現が違うかなど。塩田川は照らさずに、塩田川にかかっている橋を照らしているわけでもありますから、2メートルばかり東側、奥のほうに建てております。

今、仰せのとおり、近くに道路標識の大きいものありますし、その基礎の関係もあるんでしょうけれ

ども、街路樹も生い茂っている場所でもありますから、そうするとなかなか都心平江線を照らすにいたらないという状況です。

もちろん、明るさも確認してください。それから周辺の意見も聞いてください。そういう相談がありましたので、前回、平成25年でしたかね、質問をしたわけですが、そのときは塩田川を照らすということだけで答弁が終わってしまいました。でも、やっぱりどう考えても、今回、平江に橋が新しくかかる、そういう都心平江線でもありますから、一步西側のほうに、道路寄りに移設されることのほうがよりいいんじゃないかなということ、重ねて質問をしたようなことでもあります。すぐにでもそういう調査、移設という方向性が見えるのかどうか再度お答えいただきたいと思います。

○土木課長（内田修一君） ただいまの質問でありますけれども、この街灯につきましては、主に交差点の存在を示す交差点内及び交差点付近の状況がわかるように設置された照明灯であると認識しております。したがって、交差点内の明るさの状況及び器具の状況等を調査した上で、移設の必要性について検討してまいります。

○17番（福田清宏君） 地元の声を大切にすれば、当然のこととして移設すべきだろうというふうに思いますが、なかなかそういうふうにならないような雰囲気の中で答弁ですけれども、勤務外になりますが、現状を見て判断をしていただきたいというふうに思うことでありまして、そういう対応をされますようにということで、この項は終わりたいと思います。

じゃあ、次、最後になりますが、6番目です。六つ目は、在宅寝たきり者等介護手当の支給についてであります。

在宅寝たきり者または重度認知症者を長期にわたって介護されている方々に対し、親族扶養の御苦労を思い、その労をねぎらうために介護手当の増額改正はできないかお伺いをいたします。

平成25年9月定例会で同様の質問をいたしました。その後、検討された結果、平成26年から2,000円引き上げられて1万円となって、今日にいたっております。その後、介護手当の増額改正について検討は

なされていないかあわせてお伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 在宅寝たきりの方々に対する介護手当の増額についてであります。

在宅寝たきり者等の介護手当は、寝たきりの方々の福祉を増進し、介護者の労をねぎらうため、月額1万円、年間12万円で3カ月ごとに支給しております。今お話ございましたとおり、平成26年度において、他市の状況や介護者の心理的、身体的負担を考慮して、月額8,000円から1万円へ増額を行いました。手厚いことにこしたことはございませんが、今の本市の状況は19市中1位ではあります。また、支給総額につきまして、年々高齢化が進みまして、平成26年度以降は増加傾向にあります。

そこで、現在、本市では、医師会に委託して在宅医療・介護連携推進事業などを行い、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活が続けられるように、医療、介護、介護予防、生活支援などが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいるところであります。このようなことから、介護手当につきましては、システムを構築する中で考えてまいりたいと思っております。

○17番（福田清宏君） システム構築の中でっていうのは、ちょっと理解に遠いんですけれども、高齢者を在宅で見たい親族の方に対して手当をば上げてほしいというのに、包括的な地域の支援システムっていうのは、どんなふうそこに働んでほしいか、お尋ねします。

○福祉課長（後潟正実君） 地域包括ケアシステムについて申し上げますと、高齢者が尊厳を保持し、自立生活のための支援を受けながら、重度な要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期までできるように、予防、医療、介護、生活支援、住まいが一体的・継続的に提供され、地域の中で包括的な支援サービスが受けられる仕組みになっております。

そこで、地域包括ケアシステムでは、医療、介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で用意されていることが必要であり、地域の高齢者の方々が望む暮らしを支えるために、使える資源やサービス、不足するサ

ービスなどを把握して、それらをつなげることが第一歩であると考えております。

このようなことから、介護を受ける方、介護されてる方、さまざまあるんですけども、介護手当につきましても、システムを構築する中で考えてまいりたいというふうに思っております。

○17番（福田清宏君） 本当にそれで介護されてる方々に対する答えになるんですかね。ちょっと違うんじゃないんですか。いい言葉は並びましたけどね。

長期にわたって寝たきりの方々に対して介護するのは親族なんですよ、一緒に住んでる人。これ、第三者じゃないですよ。地域包括ケアシステムなんちゅう話は、おおよそ地域的にとか親戚でない人たちの話でしょう。そういう人たちが構築するシステムなんでしょう。そんなことは、この支給の流れの中からも少し合わないんじゃないんですかね。やっぱりこの手当は、直接、介護されてる方々に対して、親族扶養の御苦勞を思い、その勞をねぎらうということでありますから、ちょっと意味合いが違う、今の説明と思うんですが。それはシステムの説明であって、現実、介護している人に対しての手当はどうなるかということをお聞きしてるわけですから。システムのことなんか聞いてませんよ。

システムが、はいじゃあ、親族のかわりをするんですか、お尋ねします。

○福祉課長（後潟正実君） 地域包括ケアシステムにつきましても、病気になった場合は医療、介護が必要になった場合は介護、それからいつまでも元気に暮らすには生活支援介護予防というふうな形で、高齢者の皆様を見守っていくというシステムでございます。

在宅で寝たきりになられた方、在宅介護手当がございまして、これにつきましても、このシステムの中で介護される方を支援するというで、その仕組みの一つとして全体的な形の中で考えていきたいというふうに思っております。

○17番（福田清宏君） ちょっと考え方に大きな乖離がありますので、これ以上質問してもかみ合わないと思いますが、やはり、いちき串木野市の高齢者福祉計画の第6期が終わり、次に第7期が来年始ま

るという流れの中から出てきたシステムの話かなというふうには思いますけれども、やっぱり、高齢者の高齢化が進んでいるというこの世の中にあって、第三者の人が家に入って、寝たきりの方を介護するなんちゅうことは、おおよそこの条例の中からは、そぐわないんじゃないですか。私はそう思いますかね。

やっぱり、この介護手当の支給についての話は、そこに親戚が、介護されてるその方に対して、支払う手当であって、システムを構築してどうのこうのという話は、全体的な福祉計画の話であろうとは思いますが、直接、この手当支給に関する話とは、大分乖離してるんじゃないですか。そんな答弁をされると、第7期の計画について議論をせざるごとなりますよ。その中の、ちょっとしたことの中での介護手当の話であって、そんなオブラートに包んだような大きな話を答弁として持ってこられたって、どんなふうに、理解もしようがないですがね。

だから、市長がさっき答弁があったように、県内では1位かもしれない。だけど、先駆けてというのが本市のいろんな形の姿だとすれば、今は月額8,000円が1万になりましたけれども、在宅の方とそうでない方との月平均の金額はどのくらい開きがありますか。

○福祉課長（後潟正実君） 在宅の方につきましても、11万円ほど経費がかかっているところがございます。あと、施設入所の方につきましても、約30万円かかっているところがございます。

○17番（福田清宏君） やはり、実際、寝たきりの方をば介護されてる親族の方々に対して、その勞をねぎらうというのがこの手当なんだから、それをケアシステムの話の中から包んでいったって、ちょっと理解できませんがね。けど、もうこれはやったいとついで終わりでしょう、おそらく。だからそういうことだと思いますが、この人たちこそね、自宅で介護してくれてる人たちこそ……。

○議長（中里純人君） 福田議員、質問時間が来ました。

○17番（福田清宏君） じゃあ、終わらしましょう。そういうことですが、今期最後の一般質問をこれで

終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中里純人君） 次に、福田道代議員の発言を許します。

[2番福田道代君登壇]

○2番（福田道代君） 皆さん、こんにちは。私は4年前に市民の皆さん方に選出をしていただきまして、1期4年間、毎議会、この本会議、質問をいたしてまいりました。今回が今期の最後の質問となっておりますが、頑張っていきたいと思っております。

私は、日本共産党を代表して事前に通告しております内容に沿って質問いたします。

厚生労働省は6月に2016年度の国民生活の基準内容を発表いたしました。これは3年おきに調査がされていて、子どもの貧困率は2015年時点では13.9%で、7人に1人となっております。過去最悪だった2012年の16.3%からは2.4ポイントの改善は見られるものの、12年ぶりとなっているものです。依然として子ども7人に1人が相対的な貧困状況にあるという深刻な状態です。国民全体の貧困を改善すること、実効性のある子どもの貧困対策の両輪関係で進めることが解決につながると思っています。

まず、そこで、本市にできることとして就学援助の認定基準の引き上げですが、鹿児島市と同様の1.35倍にして対象児童生徒を広げるべきではないか、そのことについてを壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 福田道代議員の御質問にお答えをいたします。

まず、子どもの貧困対策についてであります。

まず、就学援助の認定基準につきましては、各市町村により異なっております。県内の各市におきましても、生活保護認定基準を用いている市もあれば、独自の算定基準を設けている市も9市ほどございます。また、生活保護の認定基準を用いている市につきましても、1.00倍から1.10倍、1.20倍、1.30倍、そしてお述べになりました鹿児島市が最大と思えますが1.35倍とそれぞれその市の基準をもとに認定をされているようであります。

現在、本市は、生活保護の認定基準の1.20倍を基

準としておりますが、県内各市の状況などから判断をしますと適正な水準にあるのではと考えております。

○2番（福田道代君） 今、市長からの答弁をいただきました。それぞれの自治体によって就学援助の係数は違ってくるということも一応了解はしているわけですが、今、小学校、中学校とも、本市では以前よりもやはり子どもたちの人数は減ってきているんですけども、しかし、要保護とか準要保護に関しては小中学校とも、小学校はちょっと低くなっている部分があるんですけども、中学校は相当比率が高くなってきております。やはり、これは子どもたちの親の収入の問題、生活苦の問題がここにあらわれているのではないかと思いますけれども、1.35倍ということではなかなかこれは比率的には確かに高いと思います。鹿児島市の市というところでの大きな行政区としての、そこでの就学援助、準要保護ですね、ということになると思いますが、しかしながら、やはり1.2倍というのをもう少し引き上げていく必要が、子どもたちの成長過程に影響してくるんじゃないかなという思いから、この問題の質問をいたしました。

影響額といたしましてはどれぐらいになるんでしょうか、1.35倍とした場合の。

○教委総務課長（木下琢治君） 鹿児島市と同様の1.35倍にしたときに、どれぐらいの影響が見込まれるかということでございますが、鹿児島市の児童生徒数に対します準要保護の認定割合は、小中学校合わせまして約25%程度となっております。本市の場合が小中学校合わせて20%弱ということで、5ポイントほど鹿児島市のほうが高い状況にはございます。

ただ、準要保護の認定につきましては、所得だけでなく、住民税の課税状況とか児童扶養手当の受給状況など、所得だけでは一概には申し上げられないところでありますが、単純に5ポイントほど高いということで、28年度決算額をもとに単純計算いたしますと、700万円弱程度ぐらいの影響になるのではないかというふうに考えているところでございます。

○2番（福田道代君） 28年度の決算額で算定して

みると、小中学校の要保護と準要保護に対して本市では700万円ぐらいの金額が、1.35にした場合は要するということでもいいわけですね。

そういう状況の中で、やはり、これから先、子どもたちが少なくなっていく、そしてまさにこの町を支えていってくれる子どもたちのための、そういう子どもたちに対しての大きな援助となる、影響を及ぼすお金だと思いますので、いちき串木野市の支援だと思いますので、このことについてはやはり、1.35倍とまでは行かなくても、もう少し1.2倍以上の金額として補助はできないかということで、いかがでしょうか。

○教委総務課長（木下琢治君） 先ほど市長からも答弁をいただきましたが、県内の中でいきますと、先ほど申し上げましたとおり、鹿児島市は1.35倍ということで一番高いところでございます。1.3倍が2市ほどございますが、それぞれ違うわけですが、本市におけます準要保護の認定基準で申し上げますと、親子4人のモデル家族といいますか、父親が40歳、母親が35歳、子どもが14歳の中学生と9歳の小学生の場合でのある程度所得基準的なもので申し上げますと、所得が293万円、収入では430万円ほどが大体基準に該当するようなこととなります。

こうした点を勘案しますと、現在の認定におけます収入基準は高いということではないんでしょうけれども、決して低いというものではないというふうに考えております。また、そういった県内の各市の状況も見ましても、本市の1.20倍というのは適正な水準にあるものと判断しており、現時点では見直す必要はないのではないかという判断をしているところではございます。

○2番（福田道代君） ちなみに、1.20倍という、そういうような対応をしている市は、19市の中でどれぐらいあるんですか。

○教委総務課長（木下琢治君） 生活保護認定基準等を用いておりますのが9市ございます。その中で1.20倍が4市ございます。で、先ほど申し上げましたとおり1.30倍が2市、1.35倍が1市、あと1.10倍が2市、1.00倍が1市と、ほかは各市の独自の認定基準で実施しているというような状況でございます。

す。

○2番（福田道代君） わかりました。この問題は次のまた課題としていきたいと思っております。

3番目なんですけれども、入学準備金を前倒しをして3月支給の実施ということで、鹿児島県でも実際実施している市があると思うんですけれども、以前、私が質問した中で、参考にして検討してみるといような、それも含めて考えていかなければというような答弁が教育委員会からあったと思うんですけれども、その後の状況はどうなったのか。

そして、それと同時に、他市でこの前倒しをして小中学校の入学準備金を4月の入学までに支給しているところはどれだけあるんでしょうか。

○教育長（有村 孝君） 入学準備金、つまり新入学用品費の支給につきましては、これまで国としましては、その対象者を児童または生徒の保護者としておりましたが、本年度、平成29年度予算において、必要な援助が適切に実施されるよう、就学予定者の保護者を対象に加えることとしたところであります。つまり、入学予定の新1年生の保護者も受給の資格がありますよということなんです。

そういうことで、本市におきましても、このたびの制度改正の趣旨を踏まえまして、できるだけ早い時期に支給時期の見直しを行いたいと考えております。

なお、現在、鹿児島市が平成29年度から支給時期を前倒しすることとしました。平成30年3月に支給する方向で準備をされておりますので、それらを参考に、また具体的な制度の検討を行っているところでございます。

○2番（福田道代君） わかりました。具体的に来年度の4月以前には、まだ本市は入学準備金も前倒しするかどうかもまだ確認できていないということでもいいわけですね。

それと、今、言われましたけれども、鹿児島市が平成29年からということでしたけれども、それ以前に出水市、これは小学校だけかと思っておりますけれども、小中学校、出水市はやっていないんですか。ちょっと待って。薩摩川内市が小学校だけをやるということが、来年度の4月から実施するということが決ま

ったみたいなんですけれども、そのような内容を考えたときに、いちき串木野市でも今さまざま、入学前の身体検査とか、いろいろな、一日入学とか、いろいろ、教育長もそういうことをしておりますということでも私たちに知らせていただいておりますが、そういう中でやはり新1年生に当たる人たちは全く、そういう意味では今までの経緯というのがなくて、所得、実際丸ごとわかるわけで、そのような人たちに対しての入学準備金の前倒し、国も言っております内容を実施するということが実際はできるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○教委総務課長（木下琢治君） 新入学用品費の支給についてでございますが、若干補足させていただきますと、新入学用品費の支給の中で、新中学1年生にですね、小学生じゃなくて中学1年生に対します支給につきましては、これまで出水市が、そして平成28年度から志布志市が実施しております。

ただ、いわゆる就学前ということで、まだ未就学児という部分については、今度、鹿児島市が平成29年度、今度の3月に支給をするということで、小学生については県内では鹿児島市が初めて実施するという形になってきております。

他市の状況につきましては、薩摩川内市さんのお話が今ありましたが、各市におきましても、こういった国の動き等を受けて実施する方向で検討はしておりますが、まずは今度の3月というのは平成29年度でということになりますので、そうなりますと予算の計上、それから認定を今からやっていくという中で10月とか11月ぐらいの健診時期に募集をかけてとなりますと、なかなか本年度中の実施というのは厳しいというのが現在の状況ではないのかなと。そうやっていきますと平成30年度以降ということで、平成31年の2月、3月ぐらいの支給が具体的には見えてくるんじゃないかということで考えられているところであります。

なお、新1年生あるいは新中学に上がっていく子どもたちの早期支給については、所得把握は前々年度、いわゆる2年前の所得判定をするしかないというのも一つの課題としてはございますが、国もそういった方向で認めているという中で、そういう流れ

になっていくのではないかなということ考えているところではございます。

○2番（福田道代君） この問題は、親の収入モデル世帯も含めてですけど、そういう収入の影響とか関連が大分あるということで、私も質問しましたときには、ちょっと時間もあるから、それで検討していただいて、本市も少し、そういう意味では小学校1年生の関連では進むのかなというような思いもいたしておりましたが、出水市などは、中学生なども実際に実現していて、所得の問題は余り、そんなに重要な問題として、重要なというか、事務が複雑ではないようなことも伺っておりますので、またこういうことも含めていろいろと、調べてみるということだったので実際に本市ができるかどうかも含めてね、そういうことで具体的に1年でも早く進めていただけたら、大分入学時に、今までの2倍の金額を支給されるということで、国がそういうような設定もしておりましたので、やはり実現を早くしていただきたいと、そのように思っております。

この項の2番目に入ってまいりますけれども、学校給食の無償化の問題、これも前回私も質問をいたしました。そういう中で、約8,400万円ですという答弁がございまして、親の収入が低下していて、そして子どもたちもなかなか大変な状況というのが本市ではまだ余り私も身近には、直接そういうお話は伺ってはいないんですけれども、しかし鹿児島市などではやはり、夏休み明けの子どもたちの体重が減少しているというような問題もあるようでございまして、そういう中で子どもたちの学校給食の無償化がやはり必要ではなからうかと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 学校給食の無償化についてであります。

このことにつきましては、さきの3月議会の一般質問でもお答えをいたしましたとおり、学校給食は栄養のバランスにすぐれた献立を通して成長過程にある児童生徒に必要な食事を提供しておりまして、心身の健全な発達に大きな教育的意義を有するものであります。

学校給食法第11条では、学校給食の実施に必要な

施設及び設備費、運営に要する人件費は設置者の負担とし、それ以外の食材料費等は、学校給食を受ける保護者が負担すべきものとあります。学校給食の無償化については、これまで同様、国の責任として取り組んでいただきたいと考えておりますので、学校給食法第11条に従って保護者の負担として負担をお願いをし、現段階では学校給食費の無償化については考えていないところであります。

○2番（福田道代君） 以前、3月の議会でも質問いたしましたときに、ほかの議員の方々も行われたわけですが、その中で、一番の問題はやはりお金がないということで、本市の財政に影響してくるということだったと思うんですね。そういう中で、先ほども私、申し上げておりますが、子どもたちが、少子高齢化の中、まして、いちき串木野の子どもたちの減少状況の中で、大切な宝である子どもたちに対して一番援助がここで必要じゃないのかなというふうに感じているわけですが、このお金のほうというのは、いろいろな意味で、例えば本市の子どもたちは、やはり親はこの町にさまざまな税金を払ったり、そういう影響がある子どもたちなんですね。そういう中で、やはりこの子どもたちが一番市の恩恵を受けなければならないんじゃないかと。ましてや、食べるという大事な、今、市長も言われましたけれども、成長期にある子どもたちに対して十分な栄養を与えていくということが、学校給食法の中にも入っておりますし、教育の一環ということで、確かに国がやらなきゃならない問題なんですけれども、国がその部分からは、今、手を引いているという状況の中で、やはり市としてもう一步進んで考えていただける内容じゃないかなと思って、あえて質問をいたしました。子どもたちが成長していく過程で、やはり、いちき串木野市の学校給食は本当においしかった、楽しかったというような思い出等ができていくんじゃないかなと思うんですけど、その点については、もう一度、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 今、お述べになられましたとおり、子どもたちが学校生活が楽しかったと、そういう思いを抱かせるというのは、私たちの大人のまた責任であろうかとは思いますが、

ただ、そういった中でやっぱり、大事な子どもの成長過程での献立については、やはり栄養のバランスがしっかりした学校給食の献立に委ねられているわけですが、また、成長過程にある子どもたちが学校給食を通して、あるいはまた細かく言いますと食事のマナーであったり、それから大きくは心身の健全な発達に果たす教育的意義は大きなものがあるかと思えます。

そういった意味で、学校給食法によりますと、基本的に、大事な、必要な施設とか整備費とか、あるいは運営に要する人件費とか、そういう備えはもちろん設置者ですべきでありますし、それ以外の食材料費等につきましては、保護者の方に負担をしていただきたいというのが現在の学校給食法としてあります。

私は全体的な課題として、今、国を挙げて内政で一番大きな課題は、私は少子化対策だと思っています。前、フランスの例なんかたくさん申し上げたことがありますけれども、やはりこれは、子どもの大切な成長過程にあるこの時期の学校給食、これはやはり、もっと国のほうで踏み込んだ政策をしていただきたい、それがやっぱり原点じゃなかろうかなというふうに思っているところであります。

○2番（福田道代君） これも今後の課題といたしますけれども、学校給食に関して、県内で給食費の無償化、または多子世帯に対する支援をしているところがあると思うんですけど、そこはどの町か、どの市かということで伺います。

○教育長（有村 孝君） 県内で学校給食費の無償化、もしくは多子世帯に対する支援をしている自治体についてお答えしたいと思います。

県内では、平成28年度から宇検村が、また、平成29年度、本年度から南さつま市、長島町、及び南種子町の1市2町が学校給食費の無償化を実施しております。また、平成29年度、本年度から、志布志市で、多子世帯の第三子以降の学校給食費を無償化しているところでございます。

○2番（福田道代君） 今、教育長がお述べになりましたけれども、全国的にもそうなんですけれども、大分、地域での学校給食の無償化とまではいかなく

ても、半額にしていくとか、多子世帯に対しての支援をするとかということも、市長は国に対して要望すべきと言われましたけど、それを待てない、まして少子化と貧困化対策ということで進んできているところが大部分あるということで伺っておりますけれども、このようなこともまた考えていただきたいと思えます。

次に行きます。3番目に、先ほど援就学援助について質問をいたしましたけれども、準要保護世帯の給食費の負担が、今、2割個人負担になっているんですね。残りの2割を市が負担する場合の対象の世帯は何世帯となるのか。また、対象となる児童生徒は何人で、無償化した場合の影響額はどのぐらいになりますか。その点についてお伺いいたします。

○教育長（有村 孝君） 準要保護世帯の給食費負担、残り2割ですが、を市が支援するとした場合の対象世帯、児童生徒数及び影響額についてお答えしたいと思います。

平成29年5月1日現在における準要保護児童数、小学生は261人です。生徒数、中学生は153人で、計414人でございます。この準要保護世帯の児童生徒の学校給食費に対する支援をするとした場合、2割分ですね、その影響額は約390万円となる見込みでございます。

また、ちょっとつけ加えますが、先ほど来、給食費が出ておりますが、本市は前にも申し上げましたし、私は非常に感動すら覚えております。4年間、全額完納でございます。私も県内を回っておりますけど、こういう町は初めてでございます。それほどやはり保護者の方々が、苦しい家庭もあるかもしれませんが、やっぱり子どもたちの教育、食ということに理解をいただいて、もちろん学校では45分間の給食指導の時間の一つの教材でございますけれども、非常に御理解いただいているなど思いながら感心、感動すら覚えているところでございます。

○2番（福田道代君） 今、2割の準要保護世帯の給食費の負担の額ということで390万円ということで、414人が対象となるということで伺いました。それと同時に、給食費の完納ですね、対応する子どもたちの親が払っているということでは、やはりこ

れは、親たちが言うことにはちょっと矛盾というのか、聞いている話もあります。やはりPTAが集めて回ったら、何をおいても子どもたちの関係があるので、どうしても払わなきゃいけないという、親のそういう心情も話されていて、これは、そういう形で感動されているんですけど、なかなか、集める側も、集められる側も、ある面では負担も出てきている部分もあるということは伺っておりますので、この点については申し伝えておきたいと思えます。

それと、先ほどから中学校給食の無償化の問題で言っているんですけれども、4番目に本市における多子家庭、第三子以降の児童生徒がいる世帯は何世帯あって、その対象となる児童生徒の人数と無償化した場合の影響額はどれぐらいかということで、これは志布志が実際やられているということなんですけど、そのことについてはいかがでしょうか。

○学校給食センター所長（北山 修君） 第三子以降の児童生徒がいる多子世帯数、それから対象児童生徒数、これらの学校給食費を無償化した場合の影響額についてお答えいたします。

本市で公立の義務教育課程の学校に通う児童生徒でかつ第三子以降の子がいる世帯数は130世帯でございます。第三子以降となる対象人数は小学校の児童130人でございます。

この第三子以降の児童の学校給食費を全額支援するとした場合の影響額といたしましては、572万円となる見込みでございます。

○2番（福田道代君） 今、多子世帯の実態を伺いました。それで、この点につきましては、市長も、幼稚園の保育の多子世帯に対しての補助という形が今回の補正で出ておりますので、この内容もちょっと検討していただきたいと思うんですけれども。572万円の130世帯130人ということでございますので、ここらあたりの部分と、また準要保護が2割を負担しているという実情を考えていただきたいのと、あと、それに関してですけど、準要保護世帯や多子家庭にとっては学校給食の負担は相当大きいと思っています。学校給食の負担軽減のために準要保護世帯や多子家庭への給食費に対する支援という形は、この二つの問題に限ってになりますけれども、支援

は現在考えられないかどうかということ。

○市長（田畑誠一君） 準要保護世帯や多子世帯の学校給食費の支援についてであります。

御承知のとおり、生活保護世帯の方に対しましては学校給食費の10割ですね。また、準要保護世帯の方に対しましては教育扶助の立場から学校給食費の8割を支援させていただいています。これは公平負担の原則に基づいて低所得に応じた措置でありますので、一般世帯の方であられようと、ひとり親世帯の方であられようと、また多子世帯の方であられようと、一様に世帯所得に応じた学校給食費の負担をお願いをしているところであります。このようなことから、準要保護世帯や多子世帯への新たな支援につきましては現段階ではまだ考えていない状況にあります。

○2番（福田道代君） この部分もまだ現段階では考えておられないということでの市長の答弁でございましたが、ここで多子世帯となっておりますと、中学校に2人の子どもがいるとなったら4,700円掛ける10カ月掛ける2ということで、家庭にも相当な負担金額となってくるわけですね。やはりそのような問題を考えたときに、確かに先ほど言われましたけれども、4人家族のモデルということでも出されておりましたけれども、その金額の関係で申し上げてもやはり、430万円という形ですかね、それで申し上げてもやはり実質賃金というような、実質手取りというような形でなったらなかなか困難な状況もあるかとも思うので、この点については、今後、十分検討していただいて、市民の暮らしの実態、収入の実態から見たときに、本当にこういうような子どもたちの成長過程の中でやはり必要ではないのかというところの方向づけをしていただきたいなと思います。

先ほど言いましてちょっと途中で途切れてしまったんですけど、いちき串木野市に住んでいて、市に市税、県民税などを払っている世帯といたしましては、やはり子どもたち、こういう子どもたちがまず優先的にいちき串木野市のさまざまな福祉とか教育とかの恩恵を受けなければならないと思います。

確かに農芸高校とか、そして串木野高校などへの

助成も、さまざまな問題でそういうような検討もされて助成されたわけですがけれども、本市の子どもたちをどう育てていくかということをやはりきちんと捉えていただきたいと思います。

次に入ってまいりますけれども、本市の子どもたちには親の収入による学力差は見られないかどうかという内容ですがけれども、その点についてお伺いいたします。

○教育長（有村 孝君） 保護者の収入による学力差はないかという御質問にお答えします。

本市では、保護者の収入と子どもたちの学力との相関関係を見る調査は実施はしておりませんが、お茶の水女子大学が、文科省が行います全国学力・学習状況調査の平成25年度の結果をもとに行った世帯収入と学力の関係の分析によりますと、おおむね世帯収入が高いほど子どもの学力が高い傾向が見られるなど何項目か報告はされております。こうした状況は、本市においても同様の傾向があるのかなと考えているところでございます。

○2番（福田道代君） これについてはさまざまな見解もあろうかとも思うんですけども、たまたま私きのう自宅におりましたら電話がかかってきて、小学校6年生の子どもさんはおられませんかと塾の呼びかけだったんですね。そういうようなことも含めて、子どもたちが実際に塾にかかわるとか、そして、なかなか親の所得が低くて、ひとり親家庭などの貧困の状況から見たら、やはり塾には通わせられないというような実態もございますし、それをやはり念頭に置いての教育がもう少し、学校教育の基本的なところもされていると思うんですけども、なかなかそれに十分についていけない子どもたちもいるかとも思いますので、そのことに心配りをさせていただきたいなと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中里純人君） 福田議員、質問は。

○2番（福田道代君） 済みません。学校の中で特別なそういう支援をとということでの対応も前は何かやっていたらっしゃるというようなことも伺ったんですけども、ただ子どもが参加しないというような状況もあったかもわかりませんが、もし具

体的な子どもたちについての支援体制というのがとれていったら、そういうふうなこともある面では解決するかなと思っているものですから、その点についてはいかがでしょうか。

○福祉課長（後潟正実君） 学習塾に通えない子どもたちへの学習支援ですけれども、6月議会での東育代議員の御質問での答弁でも申し上げましたが、本市においては月2回から3回、土曜日の午後に小中学生を対象とした青松塾を開催しております。この活動の一環として、子どもたちが学校の授業でわからなかったところや宿題を持ち寄り、講師の大学生等に教えてもらっております。

本年度から経済的な理由により学習塾に通えない子どもたちへの学習支援といたしまして、生活保護世帯25人に対しまして福祉課から青松塾の活動費の免除についてお知らせをし、参加を勧めてまいりましたが、残念ながら応募がございませんでした。

○2番（福田道代君） わかりました。これはまた、さまざまな方法で、対応でやっていかなければいけないと思いますので、その点は了解いたしました。

続けて入っていきたいと思いますけれども、あと、川内原発についてなんですけれども、県知事は、今後、川内原発の40年超の運転については国の考え方を聞いて判断するという趣旨の発言を行いました。市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 国は福島第一原発事故を受けて原発の運転期間を原則40年に制限することとして原子炉等規制法を改正し、延長には規制委員会による審査が必要としております。

このことは、規制委員会の専門的、科学的見地からの厳正な審査に委ねられるものでありますが、一方で、長期運転に対しては高経年化による安全性への不安もあろうかと思えます。

川内原発は、40年運転するための高経年化技術評価を踏まえ、保安規定の変更認可がなされ、1号機が33年、2号機が32年を経過し、稼働している段階にあります。現時点では、40年が一つのルールであることは変わらないと考えております。

今後とも、九州電力におかれては、安全確保を最優先に、万全の注意をもって運転に臨んでいただき

たいと機会あるごとにお訴えをしております。

○2番（福田道代君） 今の市長の答弁は、やはり40年が一つのルールあるということではありましたが、なかなかこの問題は、実際に今、原発をまだもっと、40年超を増やして、30基以上を稼働させるというような方向も行われているような状況ですので、私たちといたしましては、安全・安心な原発の稼働というのはなかなか理解できないんですけれども、市長のその答弁を一応理解して、そして福島原発の中で、やはり今、問題になっているのは、5年6カ月を過ぎてもまだ福島に帰れない人たち、それと川内原発の使用済み燃料をどこに置くか、また現状として、本当に大変な状況とか、市民の過半数を超える人たちが川内原発に反対をしているなど、原発は、福島では収束どころか、なお市民の暮らしを脅かしているということも見られますし、それと事故処理に関してのお金が21.5兆円を超えているというような実態も明らかにされておりますので、この点では、市長も40年を越えないということで市民と一緒に頑張っていただきたいと思えます。

その次に入っていきますけれども、7月の11日に発生いたしました最大震度5強の鹿児島市での地震以来、県内外で地震が続いておりますけれども、本市の避難計画は、その後、見直されているのかどうかという問題。

○市長（田畑誠一君） 本市の原子力災害避難計画では、地震などの複合災害を想定して、避難経路を3ルート設定をしております。道路が被災した場合には、状況調査の上、経路を選択し、避難することとしており、その際は、警察による主要交差点での交通整理、道路交通情報板等を活用した広報等の交通対策を行うなど、道路状況に応じた避難を円滑に行うための措置がとられます。

万が一、三つの経路が全て土砂等により寸断された場合は、国・県に要請し、避難経路の確保に努めるとともに、ヘリコプターや船を利用した避難など、複数の避難手段の確保に努めることとしております。また、避難先の施設が使用できない場合は、県の避難施設等調整システムで避難所を変更するなど、状況に応じて対応することになります。

避難計画については、これらの対応を基本としながら、避難先の状況や、本市が行っておる避難経路、避難所の視察、原子力防災訓練への参加、住民の意見等も参考にして、今後とも、計画の充実に努めてまいりたいと考えております。

○2番（福田道代君） 先だつての鹿児島県の7月11日の地震以降、また鹿児島でも震度4というような地震も続いておりますし、この7月11日の時点では、相当、南さつま、そして指宿など、南さつまは崖が崩れたりとか、指宿は道路上に石が落ちて、走行、運転は御注意くださいというような状況になっていたと思うんですけども、なかなか、この三つの経路にわたって避難計画があって、そして道路の状況を見ながらというのは、私は実際、このときに、7月11日に、谷山のほうにおりまして、これはなかなか厳しいなと。270号線も通れない、10号線と3号線ということで帰ってきたんですけども、そういう問題を捉えたときに、なかなか道路の状況というのは、鹿児島県のいちき串木野は南部には避難できないんじゃないかというのが実際の経験として感じました。

それと、避難調整システムというのを、これも県が言われているんですけども、実際にその場に、どこがあいているかという問題をチェックをすとか、空き部屋を対象にしてやるとかというようなシステムだと思うんですけども、この点で本当にいいのかどうか、そのことがもう少し具体的になっていないのかということで再質問いたします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、本市では避難に際しましては避難経路を3ルート設定させていただいております。今後、災害の状況に応じて、このルートを警察等とも協力をしながら、改善に向けての協議が必要であると考えているところでございます。

それと、避難施設等の調整システムにつきましては県のほうで調整をされているところでございまして、避難が必要になった場合には、避難が必要な地域であったり、風向きであったりといったような情報を入力させていただいて、これは県が主にされる活動であります、その情報をもとに避難といった

ような取り組みがされると我々は理解しているところでございます。

○2番（福田道代君） なかなかこれは、以前にもずっと県とやりとりをした経緯があるんですけども、なかなかこの問題は情報の共有というところでは難しいと思います。

そして、ルートの見直しの問題にしても、県とかほかの、結局、私たちが避難していく市ですね、その人たちとの検討も今後本当に必要じゃないかなと思っていて、その方たちが逃げなきゃいけないような状況になっていって、この前のはそういうふうな方向だったんですね。そういうような位置づけだったので、本当に避難計画というのは具体的に実践的にやっていただきたいと思っております。

3番目に入ってまいります、要支援者や介護施設入所者、病院への入院患者などの福祉避難所の避難計画は進んでいるのかという点です。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 10キロ圏内におきます社会福祉施設及び病院につきましては、県の指導によりまして、その管理者が県及び関係市と連携を図りまして入所者及び入院患者の避難場所、そして避難経路等の避難計画を作成することとなっております。

また、本市が含まれるUPZ圏内の施設入所者、病院入院患者の広域避難については、県が関係機関と連携を図りまして避難施設等調整システムを活用した取り組みが進められると県の計画に定められているところでございます。

昨年度の原子力防災訓練におきましては、この避難施設等調整システムを活用いたしまして、避難先の調整訓練も実施されたところでございまして、市としましては、今後、県における訓練結果の検証と今後の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

○2番（福田道代君） これも実際に鹿児島市内に広域的に避難するというような状況のもとにつくられておりまして、そしてそれが、この前の地震というのは、鹿児島地震、今いろいろと起こっておりますけれども、7月11日以降。そういう中で、本当に鹿児島の地域に避難するのか安全かどうかというこ

とも疑わしいわけですね。だから、ここのところが幾らそういうふうな調整システムで避難場所を探して行くといっても、ここは実現が、今後、地震がどういふふうに動くかによってまた変わってくるかもわかりませんが、なかなか危険な状況に及んでおりますので、ちょっとこの点ももう一つ本当に検討していただきたいと思ひます。

次に入っていきますけれども、全国各地で地震が頻繁に発生している状況から、原発の近隣の住民の安全を考えると、子どもや土川地域の住民に対して市独自で早急に安定ヨウ素剤を配布すべきと思ひますが、いかがでしょうか。その点について伺ひます。

○市長（田畑誠一君） 安定ヨウ素剤の市独自での事前配布につきましては、購入・更新に要する財源と、配布の際の医師等の確保の課題があり、現在のところ、市独自での事前配布は考えていないところでもあります。

市としましては、県が主体となって国の指針に基づく事前配布に取り組む必要があると考へ、市議会の皆様方の意見書提出を受け、本年2月に県知事に対し安定ヨウ素剤の事前配布を検討すべきである旨の要望を行ったところであります。

このような経緯を受けて、先般、県知事が、今後、専門委員会の意見も踏まえ、UPZ圏内の一定の要件に該当し、事前配布を希望される住民への安定ヨウ素剤の事前配布を検討する旨の意向を表明されたところであります。

実は、先だって、原発の安全に関する会議が鹿児島でございました。中里議長と出席をさせていただきましたが、その際、中里議長のほうからも、県知事に対しまして市内の希望者全員への事前配布について引き続き検討していただきたいという要望をなさいました。市といたしましても、今後とも、市内の希望者全員への事前配布について、引き続き県に要望してまいりたいと考へております。

○2番（福田道代君） これは、それで検討して、専門委員会の中でまた今後検討される内容だと思ひますけれども、今、土川の問題と申しますのは、土川は薩摩川内市と本市と2カ所同じようなところにあつて、本市のほうが発源に近いところにあるん

ですね。そこで安定ヨウ素剤をもらっていないという、実際にそういう声もあるわけで、そしてそのところで安定ヨウ素剤をまず、UPZというよりも6キロちょっとだと思ひますね、あそこは。その人たちに優先的に配布ができないかというのをまず要望していただいて、そしてその後の問題としてはまた検討していただくのもいいかわかりませんが、そこが早急な対応として求められるんじゃないかなと思ひておりますので、その点はいかがでしょう。

○市長（田畑誠一君） 確かに、土川、それから下山ですね、実は原発が立地しているところから半径を描きますと土川より下山が近いんです。5.4キロぐらいと思ひます。土川が6キロぐらいでしょうか。今、お述べになりましたとおり、最も近いところにありますので、今後やっぱり、土川、下山ですね、近いところに関しては、希望者に関しては、事前配布をしてほしいということはこれからも県に要望してまいりたいと思ひます。

○2番（福田道代君） 本当にそのような、今、やはり不安なんだというようなお声も頂戴しておりますので、その件ではよろしくお願ひいたします。

あと、災害対策について入っていきたくと思ひますけれども、ゲリラ豪雨などによる被害が全国各地に広がっているという状況でございますが、本市の対策は十分なのかどうか、この点について伺ひます。

○市長（田畑誠一君） 局地的な短時間の大雨を指すゲリラ豪雨や集中豪雨は突発的に発生するため予測が難しい面があります。発生またはその恐れがある場合は、最も重要である市民の皆様の安全を確保するため、市においては気象庁から発令される警報、土砂災害警戒情報、特別警報、県の河川砂防情報システムの雨量や河川の水位など情報収集に努め、適切なタイミングで避難に関する情報を発することとしております。また、年間を通して出前講座や地域での防災訓練の際に、普段から住民が取り組むべき事項として、自宅周辺の浸水予想区域や避難所を確認する、雨水ますや排水溝等をきれいに保つ、日常的に気象情報に気をつけること、身の危険を感じたら早目に避難するなど、防災意識の啓発に努めてお

ります。

今後も、継続した取り組みが防災対策上不可欠であると考えております。なお、ハード面につきましては担当課長より答弁をさせます。

○土木課長（内田修一君） 本市のハード対策の現状といたしまして、河川においては氾濫などの災害対策としまして、現在、年次的に河川に繁茂した草木の伐採や寄洲除去を行い、流量断面の確保に努めております。

また、道路側溝の断面は流域面積や雨量などの基準を用いて設計されたものでありますが、異常気象で従来にない豪雨により既設の側溝では処理ができない箇所が生じております。

砂防事業につきましては、現在、火山砂防事業を1カ所、急傾斜地崩壊対策事業を1カ所の合計2カ所を実施しておりますが、砂防事業は莫大な事業費と事業期間が長期にわたることから、危険度、緊急度及び地元要望等を総合的に判断し、順次整備ができるよう県に要望しているところであります。

また、治山事業については、現在、住民の生命財産を守ることを最優先に考え、豪雨等で崩壊した山腹を県と優先順位等調整し、復旧している状況であります。

なお、平成29年度の県の公共治山事業は3カ所、市が事業主体の県費単独補助治山事業は2カ所計画しており、今後も計画的に自然災害に対応するため治山事業を推進してまいります。

○2番（福田道代君） なかなかこの猛烈な雨ということで40年で倍増しているというような状況もありますし、6日が屋久島でそれで5日が喜界島で時間雨量が110ミリという異常なピンポイントのそのような雨量となっているので、本当に大変な状況だと思っておりますけれども、そういう中でハード面という形ではやはり市民に対しての対応ですよね、そこらあたりで具体的にハザードマップとかそういうのを使って、そういう地域での出前講座とか、地域の危険箇所の住民たちへの対応とか、そういう面も具体的に進んでいるのでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 市民に対しましては、年間を通しまして出前講座等を活用させ

ていただきまして防災訓練の必要性というものを訴えているところでございます。訓練を繰り返し繰り返し行うことで非常時に冷静な判断と行動ができるものと考えております。

そのほか、市の広報紙等も活用させていただきまして避難に対する取り組み、日常の家庭での災害時への対応等、そういったものの準備もしていただけるような広報活動も取り組みを進めているところでございます。

○2番（福田道代君） ソフト面と同時にハード面で先ほど言われましたけれども、やはり側溝の問題ですね。今の110ミリとかということには対応できていない側溝だと思いますし、今、現在の町中にある側溝の基準というのは何ミリになっているんですか。

○土木課長（内田修一君） ただいまの御質問でありますけれども今、各地で降っております50年確率の雨に対応できるのかという質問等がされていると思うんですけれども、今、道路の排水設計に用いる基準で降雨強度がありますが、この強度につきましては、瞬間的な降雨の強さのことで現在降っている雨がこのままの強度で1時間降り続いた場合に想定する雨量になり、道路の路面排水、側溝ですね、これは3年確率の1時間当たり120ミリの計算で、今、行っているところでございます。

○2番（福田道代君） 一応120ミリに対応するという形でそういう側溝というのはできているということで捉えていいわけですね。

それとあと、この中で特に今、問題なのが自治体の防災の対応力という形であると思っておりますけれども、やはり地方公務員の定数、自治体リストラと広域合併があつて、それで地方公務員の定数が減ってきておりますけれども、司令塔であるべき庁舎が損害を受けたり、多くの職員が犠牲になるとか、二重三重に行政の危機管理能力の低下も被害拡大の要因になるんじゃないかと思っておりますけれども、地域の防災対策を日常的に点検強化していくということでは災害発生時には災害者の救助の中心的役割を担う自治体の防災部門や消防職員の増員とか、医療、介護体制の整備が求められると思っておりますけれども、そ

の点についてはいかがでしょうか。

具体的な自治体の防災対策ということでは何か自治体としてつくられているのがあるのでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、市では、市の総合防災計画を整備しております。その中でも職員の参集範囲であったり、災害時の対応であったりといったような職員の配置等は防災計画の中で整備をしているところでございます。

加えまして現在、業務の継続計画といったようなことで、職員の対応と参集時間であったりといったような項目、大きく6項目であります。計画を今、作成中であります。

○2番（福田道代君） 今、職員も対応していく計画を作成中ということで伺いました。この件については本当に早急に対策を練って具体化していただきたいと思えます。

あと、質問なんですけれども、災害対策についての防災センターの建設の予算が計上されておまして、今調査も行われているわけなんですけれども、一部地下となるような建設予定地なんですけれども、そこが本当に適切なかどうかという点でお伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 防災センターの建設場所の選定に当たってであります。

南さつま市防災センターの視察を行いました。関係課による敷地内の調査、建築士による専門的な意見等も踏まえて十分検討したところであります。串木野庁舎東側の既存の公用車地下駐車場上部の空間を活用し、防災センターを建設することで本庁舎周辺の既存の駐車場スペースを維持でき、来庁者の利便性の継続が図られること、また、本庁舎に隣接することで本庁舎と防災センターを連絡通路で連結することができ、災害時の災害対策本部室への速やかな移動に加え、平常時には本部室を会議室として利用できるなど、災害時の利便性及び平常時の施設の有効活用を、もちろん敷地内の調査をした上でありますけれども、そのようなこと等も考慮した上で適地であると考えております。

○2番（福田道代君） 今、地質調査も多分なさっているかと思うんですけれども、そういう中で一番

皆さんが懸念されていらっしゃるのが地下になっていて、それで先に申しました猛烈な雨、ゲリラ豪雨に本当に耐えられるのかなというのと、今、通路と言われましたけれども、そこで緊急な対策会議を設けたとしてもできるのかという問題と、そしてもう一つ、地質調査について、前回質問いたしましたときに通常の1.5倍程度の耐震強度を確保する計画というのと、地下部分につきましているいろいろと利用を考えているとの問題と、浸水被害対策も考慮していることとございますというような答弁があったと思うんですけれども、それについては浸水被害ということと具体的に言われましたので、その点についてはまた違う対応をとって、それで金額が高くなるというような答弁だったと思うんですけど、いかがなんでしょうか。その点については本当に安全なんですか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 防災センターにおきましては、市の災害対策本部の設置など災害対応の拠点となることから、通常の1.5倍程度の耐震強度を確保する計画でございます。現在、地質調査等も実施しているところでございますが、御指摘の地下部分につきましては、従来どおり駐車場として活用を考えております。この際、浸水被害対策も考慮した中での計画となろうかと考えております。

それと、浸水被害も想定しまして、従来どおり先ほど地下は駐車場として利用し、災害時の災害対策本部の運営としますと1階から2階を倉庫、そして災害対策本部室といったようなことで予定をしておりますので、浸水時の対応は可能かなと考えているところでございます。

○2番（福田道代君） 地下が駐車場なので浸水対策はできるというのはちょっと。駐車場に水が入るといことも含めて、そう言われているんですか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 災害が、大雨等の予想がされる場合は、地下駐車場の部分につきましては、公用車等速やかに移動するということが一つあります。それと、地下の駐車場として活用するというので、会議室等では活用は考えていないということで、浸水からの被害からは守れるのかなと考えているところです。

○2番（福田道代君） 普通に会議室をどうやこうやというのは、あれは3月の質問の中身でありまして、今回そういうのは言っていないんですけども。ただ、私はあその場所につくるのはやはり不適合だし、それはもう防災センターというのはつくらなくて、この庁舎の中の緊急に集まる会議室でいいと思っておりますので、そのような意見を持っております。

次にいきますけれども、あと国民健康保険についてですけども、平成29年の6月の議会の一般質問の中で、広域化による国民健康保険税と納付金の金額は平成30年1月に決定するというごさいましたが、また医療費の高い本市は国民健康保険税が高くなるというように市長が答弁されましたが、試算はできているのかという問題について伺います。今日そのようなことも出ておりましたけれども。

○市長（田畑誠一君） 平成30年度からの国民健康保険税率についてであります。

去る6月議会で答弁いたしましたとおり、平成30年度の国保事業費納付金は平成30年1月に確定をし、市町村へ通知されることになっております。保険税率につきましては市町村ごとの医療費水準等により計算されることから、本市の国保税率は現行税率より高くなると思われま。

今回、県は、国が10月に提示する29年度係数を使用し、平成30年度の納付金等を試算し、11月ごろに市町村へ通知する予定としておりますので、市ではこれをもとに平成30年度の税率等を試算する予定であります。

○2番（福田道代君） 先ほどの東育代さんの質問にもございましたけれども、9月5日の南日本新聞に国保税の問題が、具体的に試算が出ておまして、県平均額が9万7,850円、15年度比で505円減ということになっているんですけど、我がいちき串木野市は11万6,063円ということで、11.98%の伸びとなっているわけなんですけれども、このことが一応一定の試算ということで捉えていくかと思うんですけども、これだったら今までの国保税よりかうんと高くなるというような状況があるんですけども、このことについては具体的にこの検討でいかれるわけ

でしょうか。

○健康増進課長（若松友子君） 今回報道されました1人当たり必要税額について、どのように捉えているかということの御質問でよろしいでしょうか。

今回の報道の内容は、鹿児島県が制度施行に伴う保険税に必要な額の変化、それから国保事業納付金等の算定ルール激変緩和の措置について市町村と協議、検討することを目的に平成29年度を対象として計算されたものであります。30年度の国保税を試算するには今回の情報は適していないと考えております。

市長の答弁にもありましたように、県の11月に示される納付金等で本市は試算をしていきたいと考えております。

なお、この1人当たりの保険税の必要額については、低所得者に対する国保税の軽減措置等も反映していないため、被保険者の納める実際の負担額とは異なっているということになります。

今後、県はこの試算をもとに先ほども申しましたように激変緩和措置等について検討していくものと考えております。

○2番（福田道代君） 一つの試算ということで、これにさまざまな国保の今までの割引とかも含めて対応していくということでは理解できるんですけども、やはりこのままいったらなかなか大変な状態ですよね。今までのいちき串木野市の国民健康保険税から考えたら大変な状況がありまして、そういう中で、基金を現在、これは28年度決算で5億2,866万1,500円ということで基金があつて、29年度に一応取り崩しも行うということと言われておりましたけれども、もう一度この基金の取り崩し金額、これを教えていただきたいなと思いますけど。

○健康増進課長（若松友子君） 国民健康保険の基金残高は、平成28年度末で5億2,866万1,500円あります。平成29年度事業で約3億9,400万円の取り崩しを見込んでおり、平成29年度末の基金残高は約1億3,500万円となり、枯渇するおそれがあります。

国保運営におきましては、平成26年度から基金を取り崩し、収支の均衡を図ってまいりましたが、平成30年度からの新国保制度においては給付増や保険

税の収入不足により財源不足となった場合、市町村において一般財源等から財源補填を行う必要がないように県が財政安定化基金を設置することとなっておりますので、この基金を活用し、3年以内に返済することになります。

市が保有する平成30年度時点での基金につきましては、平成29年度までの医療費に係る歳入の精算については各市町村で対応することになっておりますので、平成28年度、平成29年度の国庫負担金前期高齢者納付金等の精算によって生じた場合の返還金等に活用していくことになると考えております。その結果、幾ら残るのか状況に応じて対応していきたいと考えております。

○2番（福田道代君） この金額から取り崩して1億3,500万円という金額を基金として残していくということですが、これだけ本当に今、必要なんですか。

具体的な必要額というのはここまでののかなというのが一つ疑問に思っていますけど。例えば、何かの病気が出たときとか、基金としてはそういう問題に絡んでくるので。その点についてはいかがなんでしょうか。必要額としてなっているんですか。

○健康増進課長（若松友子君） これまでの基金の目的につきましては、高額な医療が発生した場合に備えて基金を積み立てているというのが目的でございましたが、新制度になりますと県の財政安定化基金を活用して3年間で返還するというのが原則になってきておりますので、そのための基金積み立てというのは今後どうなるかということは考えていかなければならないと思いますが、この新制度になりましたら急激な被保険者の負担増にならないように激変緩和措置が5年なりにされていくと思います。その激変緩和措置が切れた場合の急激な負担というのを考えるときには、基金の積み立てがあったほうがいいのではないかと、今度、先ほどもお話ししましたように、平成29年度までの医療費にかかわる精算金というのは各市町村で対応しないといけないことになります。療給負担金を概算でもらってしまして、その当年度の医療費について翌年度精算した場合に、もらい過ぎであった場合は返還しないといけないと

いう形になります。

この金額の見通しがすごくわかりづらいのが前期高齢者納付金でありまして、今年度の状況で申しますと、平成27年度分の前期高齢者交付金の精算をする形になっております。平成27年度に15億1,275万287円受けておりましたが、確定で精算したところ、本市の交付金の確定額は13億7,863万350円ということで、1億3,411万9,937円を返納することになります。これまでは今年の交付される前期高齢者交付金の中で精算して差し引き額を収入として受け取っておりましたが、これからはこの前期高齢者交付金であったり、療養給付費等負担金は県に入りますので、そういう歳入の調整ができないことになりますので、もし精算した結果、返納しないといけないとなった場合に、この多額な金額については保険税に上乗せしなければならないという事態も出てきますので、この基金は当分の間は保有していたほうが良いというふうに考えております。

○2番（福田道代君） 意味は、国保の担当者の人としてわかるんですけども、私は基金をもっと取り崩して、結局、国保税が引き上げになるというような状況がもう明らかになってきているので、一般会計からの法定外の繰り入れ、これは国がどんどん地方に対してのお金を減らしてきているということにはよくわかるんです、国保税も、医療の関係も。それを地方自治体がやはり、地方自治体としての役割で法定外の繰り入れをやってきて、そして値上げをしないようにという形で各市町村がいろいろとやっておられます。

そういうことも含めて、法定外からの繰り入れのうちには行ってないで、基金をため込んでいる。そういう中で、1人当たり1万円の国民健康保険税の引き下げを今回やはり行うべきではないかなと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 一般会計からのこの法定外繰入等による保険税の引き下げについてであります。

国保税につきましては、本市は平成22年度に引き下げを実施しており、以降、今年度まで低い税率に据え置いたままであります。

国保被保険者は年々減少し、平成28年度末の加入

率は23.9%に低下しており、現状では、社会保険等、ほかの保険加入者との不公平感等を考慮しますと、一般会計からの法定外繰り入れをして保険税を引き下げることが厳しい状況にあると考えております。

また、歳入の保険税収は平成27年度決算で1人当たり調定額が7万3,368円で19市中15位です、高いほうからですね。それから28年度の決算で申し上げますと、保険税は1人当たり7万4,710円で、県下19市で低いほうから6番目に位置しております。

一方、今度は歳出の面ではありますが、医療費は27年度49万8,210円で、19市中2位であります。28年度決算の速報値では1人当たり医療費50万6,982円で、2位の見込みであります。つまり、医療費は2位ですが、保険税のほうは下から6番目に位置しております。したがって、今回、高くなることが予想されるわけでありまして。医療費の分、それぞれの自治体で賄えということでありまして、高くなることが予想されております。

このように、支出面は毎年伸び続け、収入面は減少傾向の中、一般会計からの法定外繰り入れによる国保税引き下げにつきましては、国・県からの国保会計の財務状況改善の指導があることから難しい状況であります。

また、他保険とのバランスからいっても不公平感を拭えない点もあるのではなかろうかと思えます。

また、基金の取り崩しによる保険税引き下げにおいても、基金が減少していく中ではやはり厳しいものになると思っております。

○2番（福田道代君） 時間が余りありませんので。

やはり、市民の生活、暮らしの状況、ほとんど国民健康保険に加入している人たちは、高齢者だけではなくって、結局は正規の仕事を持たない若い人たちも入っておりますので、部分的なそういう加入の仕方ではないんですね。だから、一般会計からの繰り入れで少しでも国保税を安くしていくということがやはり求められると思えますし、法定外の繰り入れということでは、今回、3年ぐらいの猶予は、多分、広域化になってもまた持っていくというような状況もありますので、またこれは検討していただきたいと思えます。

○議長（中里純人君） 福田議員、質問時間が来ましたので注意します。

○2番（福田道代君） あともう一つあったんですけども、これはできなくなりましたので。

○議長（中里純人君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日は、これで散会します。
散会 午後3時12分